

令和元年第2回岩泉町議会  
定例会会議録目次

第 1 号 (6月5日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	6
一般質問	6
1番  島山昌典議員	6
2番  島山和英議員	12
10番  合砂丈司議員	20
5番  三田地久志議員	22
6番  林崎竟次郎議員	30
7番  坂本 昇議員	35
3番  小松ひとみ議員	46
報告第1号～報告第6号までの上程、報告	52
・報告第  1号  平成30年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ いて	
・報告第  2号  平成30年度岩泉町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の 報告について	

・報告第 3号	平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
・報告第 4号	平成30年度岩泉町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	
・報告第 5号	岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について	
・報告第 6号	一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について	
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	.....	55
・議案第11号	携帯電話用伝送路本復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	.....	56
・議案第12号	財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて	
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	.....	57
・議案第13号	財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて	
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	.....	59
・議案第14号	財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて	
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	.....	61
・議案第15号	あっせんの申立てに関し議決を求めることについて	
議案第1号～議案第5号及び議案第6号～議案第10号の上程、説明、委員会付託	.....	63
・議案第 1号	過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第 2号	岩泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第 3号	岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第 4号	岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について	
・議案第 5号	岩泉町中小企業・小規模企業振興条例について	
・議案第 6号	令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）	
・議案第 7号	令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）	

・議案第 8 号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）	
・議案第 9 号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 1 号）	
・議案第 10 号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	
陳情第 5 号～陳情第 7 号の上程、委員会付託	6 6
・陳情第 5 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	
・陳情第 6 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	
・陳情第 7 号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情	
散会の宣告	6 6
第 2 号（6月7日）	
出席議員	6 9
欠席議員	6 9
職務のため議場に出席した者の職・氏名	7 0
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	7 0
議事日程	7 1
開議の宣告	7 3
議事日程の報告	7 3
議案第 1 号～議案第 5 号及び議案第 6 号～議案第 10 号の委員長報告、質疑、討論、採決	7 3
・議案第 1 号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第 2 号 岩泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	

・議案第 3号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 について	
・議案第 4号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について	
・議案第 5号 岩泉町中小企業・小規模企業振興条例について	
・議案第 6号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）	
・議案第 7号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
・議案第 8号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第1号）	
・議案第 9号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）	
・議案第10号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	
請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	77
・請願第 1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願	
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
・発議案第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）の 提出について	
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
・発議案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の提出について	
閉会の宣告	82
署名	83

令和元年第2回岩泉町議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 元 年 5 月 2 2 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 元 年 6 月 5 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 元 年 6 月 5 日 午 後 2 時 3 8 分				
出席及び欠席議員  出席 14人 欠席 0人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	12	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	9 番	菊 地 弘 巳	1 0 番	合 砂 丈 司
	1 1 番	畠 山 直 人		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	副 主 幹 兼 議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職・氏 名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危 機 管 理 監 兼 危 機 管 理 課 長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政 策 推 進 課 長	三 浦 英 二
	会 計 管 理 者 兼 税 務 出 納 課 長	中 川 英 之	町 民 課 長	三 上 久 人
	保 健 福 祉 課 長	田 鎖 英 明	経 済 観 光 交 流 課 長	馬 場 修
	農 林 水 産 課 長	佐々木 修 二	地 域 整 備 課 長 兼 復 興 課 長	佐々木 真
	上 下 水 道 課 長	三 上 訓 一	消 防 防 災 課 長	和 山 勝 富
教 育 次 長	三 上 義 重			
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 令和元年第2回岩泉町議会定例会

## 議事日程(第1号)

令和元年 6月 5日(水曜日) 午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 一般質問

日程第 5 報告第1号 平成30年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 6 報告第2号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 7 報告第3号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 8 報告第4号 平成30年度岩泉町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第 9 報告第5号 岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について

日程第10 報告第6号 一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について

日程第11 議案第11号 携帯電話用伝送路本復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第12 議案第12号 財産(動産)の取得に関し議決を求めることについて

日程第13 議案第13号 財産(動産)の取得に関し議決を求めることについて

日程第14 議案第14号 財産(動産)の取得に関し議決を求めることについて

日程第15 議案第15号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて

日程第16 議案第1号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第17 議案第2号 岩泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第3号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第4号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第5号 岩泉町中小企業・小規模企業振興条例について
- 日程第21 議案第6号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第7号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第8号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第9号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第10号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 陳情第5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情
- 日程第27 陳情第6号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情
- 日程第28 陳情第7号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情

散会の宣告



---

◎開会の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから令和元年第2回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、8番、三田地和彦君から所用のため早退する旨の届け出が提出されておりますので、報告します。

議案はお手元に配りましたとおりです。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、9番、菊地弘巳君、10番、合砂丈司君、11番、畠山直人君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（加藤久民君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、5月31日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日から6月7日までの3日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月7日までの3日間に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（加藤久民君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動、平成31年3月岩手県沿岸知的障害児施設組合議会定例会に係る議決事件の概要報告、平成31年3月宮古地区広域行政組合議会定例会に係る議決事件の概要報告並びに平成31年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会に係る議決事件の概要報告は、印刷し、お手元に配りましたとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（加藤久民君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、畠山昌典君、どうぞ。

〔1番 畠山昌典君登壇〕

○1番（畠山昌典君） 1番、畠山昌典です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

平成の時代が終わり、さまざまな課題はあるものの、大きな期待を抱きながら令和の始まりを迎えた人も多いのではないのでしょうか。我が岩泉町も復旧、復興のさなかではありますが、その先を見据え、これからの町のあり方や発展を真剣に考えながら、あらゆる施策を展開していかなければなりません。

そのような状況の中で未来の岩泉町を支えていく世代の環境整備は、町の重要施策の一つとして多岐にわたり展開されてきています。しかしながら、現況を見てみますと、地域コミュニティーを形成する上で非常に大きな役割を担ってきた小学校も少子化の大きな波にはあらず、本年3月には浅内小学校、二升石小学校が閉校となりました。また、本年度末には小川地区の門小学校と小川小学校が閉校となり、現在の門小学校の場所に新たな小学校ができる予定となっております。

これまでも各地区で学校の統廃合が行われてきており、その都度空き校舎の利活用についてはさまざまな場所で議論されていますが、今回はその空き校舎のことについて質問します。

以前にも一般質問等において、その利活用については、宿泊施設や災害時の避難所あるいは高齢者福祉施設、地域の文化伝承施設、また企業誘致など多種多様な提言がなされてきていますが、いまだ活用されていない空き校舎が多数存在していると認識しています。

そういった状況の中で、本年度末の閉校で新たにあってしまう小川小学校校舎のその後の利用については、地域住民の皆さんの関心が非常に高いと感じています。私自身、動向を聞かれたり意見を言われることが少なくありません。小川小学校は、明治9年、穴沢村尋常小学校として設立されて以来143年の校史を積み重ねてきており、これまでに3,295人の卒業生を世に送り出しています。長い伝統に培われ、多くの地域住民に愛されてきた学校だからこそ、その動向には皆さんが注目しています。

そこで、広く住民の皆さんとの意見交換を行った際の意見などを参考にしながら、閉校となる小川小学校の利活用について提案させていただきます。

まず、校舎内の一部を地域コミュニティー維持のための住民交流施設として使用し、体力向上、健康維持のためのスポーツジム施設として整備すること。校庭には芝生を張り、サッカーを初めとする各種スポーツへの利用、活用をしながら、近年増加傾向にあるヘリコプターのヘリポートに対応できるように整備、さらに中庭は遊具等を整備した公園とし、町民や来町者との交流の場としてはどうでしょうか。地域に愛されてきたこの場所が、これからも生き生きと笑顔あふれる憩いの場になるよう整備する考えはないか、町長の所見を伺います。

次に、現在、旧岩泉高校小川校にある岩泉町歴史民俗資料館の移設について伺います。

この資料館には、岩泉の歴史・民俗資料が多く展示されているほか、町内に生息する動物の剥製など、自然資料や地質・考古資料、さらには南部曲がり家をイメージした復元民家や各民具の体験スペースも常設し、見学者から高い評価を受けていると聞いています。にもかかわらず、入館者数を見ますと、平成27年度は440人、28年度は台風被害の影響もあり341人、翌29年度は災害ボランティアの皆さんなどが来館してくれたこともあり591人、30年度が443人です。

いずれにせよ来館者が低水準で推移していることは否定できません。この原因を考えてみますと、資料館の魅力や展示物の内容というよりは、まず資料館の場所がわかりづらいこと、国道から建物自体が見えないことが挙げられると思います。さまざまな貴重な資料を町内外のたくさんの皆さんに見て触れてもらうことは岩泉の新たな魅力発信の機会になり、交流人口の増加にも寄与するのではないのでしょうか。

そこで、この歴史民俗資料館を、国道455号沿いにあり、わかりやすく入りやすい閉校後の小川小学校に移設する考えはありませんか。地元である小川地区の皆さんでさえ、行きづらい場所にあると認識しています。教育長の見解をお示してください。

地域住民にとってなれ親しんだ身近にある学校がなくなってしまうということは、想像以上に寂しく、つらい出来事であります。そこに寄り添い、十分に話を聞き、地域コミュニティーの維持に力を注ぐことは非常に大事な町の施策の一つだと思っています。住民の思いを酌んだ前向きな答弁を期待し、本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 1番、畠山昌典議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、小川小学校の閉校後の利活用についてであります。児童数の減少に伴い、本町のみならず県内各地でも小中学校の統廃合を耳にするところでもあります。本町におきましても、児童数の減少により大半の学校が複式の学級編制であることから、一定規模での学校運営が必要との考えのもと、平成27年3月に策定をした学校適正配置基本計画に基づき、保護者及び地域の皆様と協議を重ね、学校統合を進めさせていただいております。

来春、閉校予定で、地域の皆様のご協力を得ながら準備を進めております小川小学校の校舎の利活用につきまして、地域や町の交流拠点となるような多目的交流施設としての活用のご提言をいただきましたが、地域の皆様からの利用希望や提案等も広く受け入れることができるよう取り組んでまいりたいと、このように考えております。

現在、台風第10号豪雨災害からの復旧・復興事業を最優先課題として取り組んでいるところであり、大規模事業につきましては財源の確保が大変重要な課題となります。小川小学校を初め、旧校舎の大半が鉄筋コンクリート構造であることから、改修等に相当難儀することも予想されますので、軽微な改修で利活用が可能な方法あるいは町内外の企業等による活用も視野に入れながら検討をしてまいりたいと、このように考えております。

町といたしましても、地域のシンボリック的存在として愛されてきた施設が地域コミュニティーの中心となり得る施設となるよう、国道455号沿いである特徴を最大限生かすべく、十分な検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わります。

質問事項の歴史民俗資料館の移設につきましては、教育長から答弁をいたさせます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 三上教育長、答弁願います。どうぞ。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 歴史民俗資料館の移設のご質問についてお答えをいたします。

歴史民俗資料館の移設についてでございますが、議員ご案内のとおり岩泉高等学校小川校が閉校となり、その校舎活用のための改修を加え、平成20年度に岩泉町歴史民俗資料館として開館し、その後展示物や建物のリニューアルを重ね、現在に至っているところでございます。

入館者の推移につきましては、開館直後の数年の入館者数から見ますと、平成26年度の大規模なリニューアルの後は、町内の小中学校の授業に施設見学を組み入れていただくなどして入館者数は若干伸びてはいるものの、満足できる入館者数でないことから、本年度も大学から調査指導員の派遣をお願いし、今後の事業展開を模索しているところでもあります。

議員から、先ほどの小川小学校の閉校後の校舎の利活用と関連し、同校舎への資料館移設のご提言をいただきましたが、その活用につきましては寄贈等によりふえ続けております歴史民俗資料への対応、また国道455号からの良好なアクセスなどを考慮しまして、教育委員会としても有用な候補地として考えているところでございます。

しかしながら、先ほど町長が申しあげましたように、さらに広く地域の皆様のご意見等を十分お聞きしながら利活用の検討を進めてまいりたいと、そのように思います。どうぞよろしくご支援等お願い申し上げたいと思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 1番、再質問はございませんか。どうぞ。

○1番（畠山昌典君） それでは、二、三再質問させていただきます。

まず最初に、答弁の中に地域の皆様からの利用希望や提案等も広く受け入れるとされてきました。このことについて何か今現在計画しているとか予定している、広く住民の声を聞く場というものを予定していれば教えてください。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 地域の皆様から広く意見を聞くということでございますが、そちらの

ほうは4月に小川小学校区の地域の皆様からご協力いただきまして、閉校事業の実行委員会のほう総会ございまして、役員のほうも決定になっております。今毎月その準備に向けてご協力のほういただいております。我々教育委員会のほうでも同席いたしまして、そういった場で、まずはその場で逐次ご意見もお聞きしながらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ぜひそういった1回だけではなくて、定期的にとというか、それこそ広く皆さんの意見を聞いていただきたいと思います。

そして、この中で町内外の企業等による活用も視野に入れるとしております。現在そういった動きというか、問い合わせ等あるのならば、それを教えていただきたいですし、答弁の中にありました地域コミュニティの中心となり得る施設とするように整備したいということは、町内外の企業さんなりなんんりの使用になるということになれば、ちょっと地域コミュニティの中心とは言えないような施設になるのではないかなというふうに考えますけれども、その辺のことも含め答弁をお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 町内外の企業の利活用ということについては、一時期は町内に分散しております作業場といいますか、働く場所を集約をしたいというようなお話も一時的にはございましたけれども、今現在に至りましては具体的な話はございません。

○議長（加藤久民君） 答弁漏れがある……企業誘致と、それから地域コミュニティとの整合性、相反するのではないかという、そういう質問ですけれども、手を挙げてください。

○政策推進課長（三浦英二君） 地域と企業を融合して使用をするということになれば、もちろんそれは地域の方としてはなかなか難しいとは思いますが、今のところ企業さんのほうでの利用の予定は特には聞いておらないというところでございます。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ありがとうございます。私も全ての人の話を聞いたわけではないですが、地域の方々の意見を広く聞いているつもりでございます。どちらかという、確かにその場所を誘致企業等に活用するというのも町の施策にとってみれば非常に大事なことだとは思いますが、地域住民の方々はちょっとそういうことは望んでいなくて、やはり地域のシンボリックな存在であった学校を地域住民で使いたいという思いが強いなというふうに感じておりま

した。そして、私が今回提案しました交流施設や中庭の公園、それと健康だったりとか体力維持のためのスポーツをできる場所というのは今の施設をそのまま活用できるのではないかなど。大規模事業とか、あるいは改修とかには当たらないというふうに思っていますけれども、その辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、三上教育次長、答弁願います。

○教育次長（三上義重君） 議員からご提言のありました事業の部分、経過につきましては、私どものほうでもなかなかふれあいランド岩泉に近いような、本当の町の、また地域の拠点となるような考え方かとは思ってございます。ただ、先ほど町長の答弁あるいは教育長の答弁のほうで申し上げましたように、なかなか今財源確保が難しい状況でございますので、議員からお話しありましたように軽微な改修で済むようであれば、先ほど政策推進課長からも答弁しましたが、その一つの方法としてやはりまだほかの校舎のほう、最近の二升石小学校、浅内小学校のほう閉校しまして、大体教育委員会のほうでも8校ぐらいの学校は活用できるのかなと考えてございますので、そういったほかの学校との兼ね合いもございまして、そういった誘致企業等も観点に入れながら、できれば町としては負担の少ないような方法でと考えております。ですので、本当に貴重な議員からのご提言でございましたので、それを踏まえながら、またこれからの各地域での会議のほうにもご意見を聞きながら、あるいは2点目のご質問にありました民俗資料館のほうも教育委員会としてはその活用もとても有効なものだと考えてございますので、それは関係課とまた調整しながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞご理解のほうお願い申し上げます。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ぜひそのような進め方でよろしく願いいたします。

あと質問の中にも入れました校庭の芝生化ということをお聞きしたいのですが、まずサッカーを初めとする芝生の上ですることが望ましいスポーツへの活用ということもそうですが、ヘリポートのことも質問の中に入れていただきました。現在でも小川小学校、門小学校ともに災害時あるいは事故、急病等のドクターヘリとかのヘリポートの活用というのがふえてきているように感じます。そして、学校の先生方に聞いても、やはり幾ら水をまいても、やっぱり砂は飛んでくるということで、真夏であっても教室の窓は閉めなければいけないし、子供たちは外に出ないような、そういった対応をしなければいけない、あるいは職員に至っては、関係者とかそういった方の誘導だったりとか、そういったものへの対応もしなければいけないというこ

とでした。そういう観点から見ても、あいた小川小学校の校庭を芝生化してヘリポートへの活用あるいはその校舎の一部を利用して避難所ということも考えられると思いますけれども、その辺はどのようなふうなお考えでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） それでは、お答えいたします。

まず、廃校舎の指定避難所の関係でございますけれども、既に町内の現校舎あるいは廃校舎全てにおきまして指定避難所ということで指定させていただいております。これは、平成28年の台風10号災害におきまして各地区孤立したことに伴いまして指定避難所とさせていただいております。

そしてまた、ヘリポートの関係でございますけれども、ご存じのとおり学校につきましては広い校庭がございますので、ヘリポートとして活用させていただいております。今議員ご提言がありました校庭を芝生化、これをする事によってやはり水まき等しなくて済むのではないかな、これにつきましても危機管理の立場で利活用の部分で意見等申し上げている次第でございます。

以上です。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ぜひ前向きに捉えて、そういった整備を早急に進めていただきたいと思っております。

先ほど教育次長のほうから、歴史民俗資料館も関係機関とそれこそ協議をしながら進めていきたいということでした。ぜひ、確かにたくさんの方の意見を聞くことも非常に大事だと思います。まず、早い段階でその方向性を示して、閉校後の校舎なり、その周辺施設が余りあかないように早急に活用していただくことをお願いいたしまして、本席からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） これで1番、畠山昌典君の質問を終わります。

次に、2番、畠山和英君、どうぞ。

〔2番 畠山和英君登壇〕

○2番（畠山和英君） 2番、畠山和英でございます。令和元年第2回岩泉町議会定例会に当たり、今後の町政の課題、台風災害からの復旧、復興について質問を行います。



平成28年台風第10号災害から間もなく3年の歳月がたとうとしております。これまでの間、町ご当局におかれましては、台風禍からの復旧、復興に全力で取り組まれ、本年夏までには災害公営住宅への入居、移転用地の分譲ができるように進めていることなど、一步一步着実に進捗が図られてきております。

その一方で、まだまだ課題も山積しています。膨大な事業量の道路、河川など、公共施設復旧工事の期限内の完工、林道の復旧整備、河川の氾濫や土砂災害の防止対策、地場産業の再生など今後とも災害からの復旧、復興に向けて国や県を初め関係機関、関係者のご支援、ご協力を得ながら、さらに邁進していく必要があります。

そこで、まず初めに、ミート工場の再建についてお伺いします。

本町では、主要な農畜産物である牛乳、牛肉、ワサビの処理加工施設を整備し、そのブランド化、6次産業化の推進に取り組んできたところですが、いずれの施設もさきの台風で壊滅的な被害を受けました。そうした中で、ミルクプラントは国の支援を得ていち早く工場を再建し、復興のシンボルとして操業にこぎつけました。また、ワサビ加工施設も再建され、洗浄、高次加工施設も新たに整備されるなど、なりわいの再生、地場産業の再生が図られてきております。

しかしながら、ミート工場はいまだに再建の方向が示されず、現在は久慈市の第三セクターに委託加工している状況であります。生産者や関係者は、ミート工場はどうなるのか、いつ再建整備がされるのか注視をしています。

今さら申し述べるまでもありませんが、本町は日本短角種の発祥の地であります。いにしえから盛んに飼育され、これまでもさまざまな振興策が講じられてきており、日本一の生産地を誇る本県で主要な位置、役割を今なお担っています。畜産関係者が認める日本の名産地であります。

ミート工場は、岩泉短角牛というブランドを通じて産地と消費地、生産者と消費者をつなぐ核となる施設でもあると思います。生産者が短角牛肉の加工販売にかかわることにより、畜産振興やいわゆる地域づくりにもつながっていくものであります。

ミート工場は、生産者がやる気や希望を持って短角牛の生産に当たり、町の産業経済の再生、発展や岩泉の魅力を高め、PRにつなげていくためにも早急に再建整備を図るべきであります。いつまでにどのように再建整備をするお考えか、町長のご所見をお伺いします。

次に、土砂災害防止対策についてお伺いします。

本町を直撃した平成28年台風第10号の豪雨により、山間部では多くの土砂災害、下流の平たん

地では河川の氾濫が発生し、町内全域が大きな災害をこうむりました。

県のデータによりますと、災害発生時の本町における土砂災害は120カ所で、本県155カ所の8割が本町に集中しています。このような被害を受けて、県では今後大きな被害が予想される箇所などについて、土砂災害を防止する砂防ダムを25カ所計画し、順次整備されています。このほか治山事業が毎年数カ所行われています。

しかしながら、今回の台風災害関連の砂防事業に含まれていない箇所でも、土石流などにより大きな被害が心配される場所が見られます。具体的に挙げますと、1カ所目は大川地区の大川寺沿いの田代沢についてであります。ここは、寺院、墓地、教員住宅、公民館、人家などがあるところで、住民からは大雨が降るたびに土石流による災害が心配で眠られないとの声が上がっています。

もう一カ所は、岩泉地区中野の岩泉観光センター裏のナイヨウ沢であります。ここは、防災拠点の消防署、飲食店、旅館、観光センター、駐車場、人家などに続く場所で、さきに開催した議員と語る会でもぜひ防災対策を講じてほしいとの意見が出されています。

このほかにも土砂災害防止対策を緊急に講じなければならない箇所があると思われまます。町ご当局におかれましては、土砂災害箇所などを点検調査の上、県に対して要望活動を行うなど整備を働きかけるべきであります。

異常気象が続く昨今、大雨が頻繁に起こっています。災害を未然に防止するためにも、早急に砂防事業、治山事業などの土砂災害防止対策が望まれます。町長のご所見をお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。どうぞよろしくお願いをします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 2番、畠山和英議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、ミート工場の再建についてであります。本施設は食肉加工処理施設として平成23年度に完成をし、肥育農家、岩泉産業開発、関係者が相互に連携をしながら、最終的に105頭の年間販売頭数とする計画でスタートをしております。

年間販売頭数は、当初の72頭から平成25年度89頭に拡大をいたしました。その後素牛価格が高騰し、肥育頭数、販売頭数が減少し、現在は議員ご案内のとおり処理委託を行い、年間26頭の販売実績となっている状況にあります。

台風10号により全壊をした同施設を再建できなかった理由といたしましては、同施設を所有、経営をしておりました株式会社岩泉産業開発が牛肉の出口対策が非常に厳しい状況であることから、施設の維持、経営を断念をした経緯がございます。

本施設は、町といたしましても生産者にとりまして必要な施設であることは議員と同じ思いではありますが、6次産業の取り組みを再構築していくためには、まずもって頭数の確保を初め、これまで取り組んできた課題をいま一度整理していく必要があると認識をしており、その中でミート工場の再建につきましても検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、土砂災害防止対策についてであります。議員ご案内のとおり台風第10号豪雨災害の被災経験から、町民の皆様は河川の氾濫と同様に土砂災害にも大変不安を持っており、それを少しでも解消できるよう町といたしましても最大限の努力をしなければならないと認識をしているところであります。

ご質問の大川地区の田代沢と岩泉地区中野のナイヨウ沢につきましては、台風10号により土砂災害が発生した場所で、土砂災害特別警戒区域にも指定をされております。

まず、大川地区の田代沢であります。現在県におきまして概略の計画を進めており、事業化に向けて国と協議をしていると伺っております。また、岩泉地区中野のナイヨウ沢については、現地確認はしているものの、県では事業調整等の課題もあり、現在具体的な事業化に向けた動きにはなっていないとのことであります。

土砂災害危険箇所などの点検調査については、土砂災害防止月間に合わせて毎年6月に行っており、今後も危険箇所の把握に努めていくこととしております。

また、町内には1,037カ所の土砂災害危険区域があり、全てを詳細に調査するためにはかなりの期間を要することも事実であります。しかしながら、減災のために大変重要な事業でもありますので、今後においては田代沢、ナイヨウ沢などを含め、危険箇所の砂防対策及び治水対策が必要な箇所について優先順位を見定め、県に対し早急な調査及び事業化に向けた要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくをお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 2番、再質問はございませんか。どうぞ。

○2番（畠山和英君） まず、ミート工房について伺います。再質問をします。

災害からの復旧でありますので、これも順次再建整備がされるのかなというふうに思っておりましたが、このご答弁ですと既にこの産業開発、事業主体である産業開発が断念したということでもあります。そこで、諸課題、事前の6次化の諸課題がいっぱいあるということではありますが、具体的に触れておりませんけれども、その課題等、再建整備に向けての事前の課題等についてはどのようなことが考えられているのかご答弁いただければと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、答弁願います。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問にご答弁させていただきます。

諸課題につきましては、多々ございますけれども、これまでは10年以上前につきましては、短角の牛肉につきましては枝肉流通ということで1頭単位での購買という形をとっておりましたけれども、頭数も若干少ない、一般流通に乗せるにはいろいろな牛肉との比較がされまして、やっぱり有利に販売できないという課題がございまして、部分肉流通に乗せるということでミート工場の構想が出てきている状況にございます。ミート工場の動きに伴って、ロイン系、ロース系の牛肉については高価格での取引が可能でございましたけれども、その他の低需要、お客様からその需要がない部位につきましてはやはり取引が低調だったということで、ハンバーグ等の加工にも向けながら道の駅のレストランでの加工も料理としても取り入れながら取り組んでまいりました。しかしながら、平成20年代後半から素牛価格が急激に上昇いたしました。それまでは10万円台の後半から20万円前半という価格で子牛価格のほうも推移してございましたけれども、いきなり30万、高いときには40万後半という値段になりまして、これに生産者側のほうも対応できないこともありましたけれども、販売の出口対策をとっておりました産業開発でも大きな値段の変動ということで、お客様のほうとの交渉についてもかなり厳しい状況が生じてまいりました。

つきましては、素牛価格が高騰した場合にこういった形で流通する牛肉の値段を安定的に消費者の皆さんに届けるかというまずそこを組み立てをしなければ、同じような素牛価格の高騰があった場合にやはり安定的な生産体制が構築できないだろうというふうに考えておりますので、繁殖農家の皆さんあるいは肥育農家の方々ともそこら辺を調整しながら、そういった新たな仕組みをつくり上げていくことが必要かなというふうにも認識してございます。

もう一点でございますけれども、牛肉についてはこれまで地域の短角牛ということで特色を出しながら取り組んでまいりました。その一つとして、デントコーンによる肥育ということでプレミア短角牛という取り組みをしてございましたけれども、牛肉としての価値を高めるには、やは

り特徴であります赤身肉を高めていかなければならないということで、デントコーン肥育により脂分が多くなってしまふという課題もございましたので、やはり地域でとれた餌を地域独自の飼養方法により牛肉をつくって魅力を高めていくことが地域には必要だろうというふうに思っています。

先ほど申し上げた繁殖の素牛価格の関係と、こちらの牛肉の魅力的な牛肉づくりを同時並行でやはり地域の方々ともご相談しながら、議員の皆さんからもご提言等いただきながら一定の方向性をつけてから、確実に販売できる戦略を構築しながら、ミート工場のほうの位置づけを明確にしていきたいなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 具体的な専門的な課題と申しましょうか、ご答弁いただきました。これをこれからのことかと思えますけれども、ではどう課題を解決して、ミート工房なり岩泉短角牛の振興に結びつけていくのかということになると思えますけれども、そのお考えかと思えますが、この研究会なり、あるいは名称はいろいろあるかと思えますけれども、生産者あるいはその先のお客さん、あるいは含めて、要するに専門家を含めて、この研究会等設けてやるべきだとも思えますけれども、これについてはどのように課題を解決していこうとしているのかお答えしていただけると思えます。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご提言のありました研究会等の立ち上げにより、やはり地域の皆さん、生産者の皆さんとも意見交換する場は当然必要と考えてございます。具体的にはまだございませんけれども、今後まちづくりでいろんな形で各種団体の皆さんからもご意見をいただきながら、農業振興施策等を検討してまいりますので、短角牛の振興につきましても全体的なところを見ながら皆さんと協議しながら進めていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） よろしく願いをします。

それで、まずやるとしても、まず町の取り組みというか、指導力を発揮して、それが問われるかと思えますので、まず町として生産者なり消費者なり、これにかかわってこれらコーディネーターとして申しましょうか、短角牛振興にいずれ取り組むその専門とまではいかななくても、その職員をつけて、これはこの課題に向かっていってもらえればと思えますが、例えばでありますけれ

ども、新年度予算では地域おこし協力隊いっぱいいろいろ組まれました。これも一つとして、これらも例えばこの活用も含めてやるとか、この短角牛振興に町としてのやる気、この取り組みについてまずまたお答えしていただければと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） まず、地域おこし協力隊の内容につきましては、現在は短角牛の振興に関する人員は募集してはございませんけれども、地域の中でどのような形で産業を構築していくかという視点から、地域おこし協力隊の募集というのは有効な手段だろうというふうに思っております。その前段として、やはり地域の皆さん、生産者の皆様がどういった形で本当に魅力を持って将来に向けて取り組んでいきたいのかという意味をまず確認し、さらにそれをどういうふうにつくり上げていくか、それをまずご協議、皆さんとお話し合いをしながら、次の段階での地域おこし協力隊という形で進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（島山和英君） 短角牛の発祥の地でもありますし、産地です。ずっとこのままほかに委託加工しているようでは振興発展には結びつかないと思います。済みません、この岩泉短角牛ブランド、これを絶やさないと、消さないと、町の指導力を発揮してこれに取り組んでいただきたいと、展開していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、次のほうの再質問に入ります。まずは、次の土砂災害防止対策についてであります。2カ所具体的にご質問をしました。田代沢につきましては、今事業化に向けてというふうな、動いていただいているというご答弁もありました。まず、岩泉地区のナイヨウ沢についてですが、あそこはご存じのとおり消防署、沢のすぐ前に防災拠点であります、まさに消防署があります。あそこが土石流というか、土砂災害、土石流が来るとまず一発目にあそこがやられるというか、危ないです。防災拠点でもありますので、あそこは大事というか、緊急にやっぱり急いで整備する箇所でもあろうかなと思います。それで、あそこに既に治山事業でダムが入っております。整備がありますけれども、それを越えて今回災害になりました。そういうふうなことを踏まえて、ぜひここについても事業は県でありますので、要望等現地を見ているかとは思いますが、要望等をして、これが整備がされるようにしていただきたいというふうに思いますが、これについてお答えしていただければと思います。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 具体的な場所につきまして、2カ所お示しいただいております。

田代沢につきましては、県のほうで既に事業化に向けて動いているということでご答弁申し上げたとおりでございます。

もう一つのナイヨウ沢につきましては、こちらも議員ご指摘のとおり消防署、こちらの重要な防災拠点がございますので、やはりそこが台風10号の際にも土石流で被害をこうむったということでございますので、これは県のほうでも理解しておりまして、現地のほうは調査しております。砂防と治山とこの辺の事業のすみ分けというのが一部ございまして、県の土木センター、あと宮古の林務、こちらのほうと協議のほうは進めております。我々も一緒になってこの部分は要望はしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） よろしく願いをします。

それで、あそこの沢の箇所にも、また同じ林道があります。ナイヨウ沢線かな、ありますが、そこもずたずたに壊れていまして、それについてはどのような復旧と申しましょうか、再建と申しましょうか、整備をするお考えでしょうか、お答えしていただければと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） このナイヨウ沢に並行しまして、林道のナイヨウ沢線、距離にして約1.5キロの町管理林道がございます。こちらのほうも台風10号の際にずたずたに壊れておりまして、現状その壊れたままの状況でございます。ただこちらのほうは構造物等はそれほど壊れていないので、土砂さえ確保できれば復旧はできるのかなと考えておりまして、我々の計画の中ではここも最終的には、時間はかかりますけれども、復旧の計画に入っております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） それでは最後に、今回台風を受けて県ではこの氾濫を防ぐための治水対策と申しましょうか、河川改修をやっております。そのほかに今質問しましたが、砂防事業25カ所以上計画して今順次やっております。それで、今は折しもと申しましょうか、ご答弁ありました土砂災害防止月間でもあるようであります。岩泉町はこういう地形でありますので、これ全部やるというのはできないというか、大変ではありますけれども、その中でも優先度等見ながら県等

に要望していただきたいと、そして住民、町民の生命とか財産等を守っていただくようお願いをしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） これで2番、畠山和英君の質問を終わります。

次に、10番、合砂丈司君、どうぞ。

〔10番 合砂丈司君登壇〕

○10番（合砂丈司君） 10番、合砂丈司でございます。通告に基づきまして、一般質問を行います。

平成28年台風第10号豪雨災害から3年目を迎えようとしております。今年度災害公営住宅への入居や移転地分譲など住宅再建に一定のめどが見えてきたところであり、中居町長を初め関係者の皆さんのご努力に敬意をあらわすものであります。

さて、飲料水個人施設整備事業補助金についてお伺いします。安家地区には、簡易水道、組合等による飲料水共同施設が整備されているところではありますが、一軒家や隣の家までの距離があるなど飲料水の整備にお金がかかり、いまだ未整備のところがあります。また、平成28年台風災害により水道施設が被災し、水脈も変わるなどして飲料水確保に難儀しており、さらに冬期間は水道管が凍り、河川の水を飲料として使用しなければならない状況もあると伺っております。飲料水の確保は、住民生活最低限の基本であります。新たな水源確保や水道管理設には多額の経費がかかると見込まれ、専門的な技術に係る支援や水質検査も必要です。

そこで、平成28年台風災害を含めた飲料水個人施設整備事業の補助上限額の増額をするなど見直しを図り、住民生活のライフライン確保に寄り添う必要があると思われませんが、町長の見解をお伺いします。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 10番、合砂丈司議員のご質問にお答えします。

飲料水個人施設整備事業の補助対象上限額の見直しについてであります。現行の補助金交付要綱では、個人の水道施設の新設、増設、改良整備事業に対し、事業費200万円を上限に9割の補助金を交付する支援制度で、平成28年度から事業を実施してきたところであります。

本事業の実績であります。これまで3件の利用があり、うち2件は井戸掘削を含めた工事で、総事業費434万円、1件当たりの平均事業費は217万円となっているところであります。他の1件



につきましては、湧き水を利用した整備で、河川及び国道の横断工事等が必要になった特別な工事も含まれておりましたことから、事業費が380万円と多額になったものでありましたが、特別な工事費を除いた実績額といたしましては173万円となっているところであります。

また、台風第10号により被災をした飲料水個人施設の復旧事業につきましては、別建てで補助金交付要綱を制定し、支援をしているところでありますが、本要綱でも事業費200万円を上限に9割の補助金を交付しているところであります。

本事業のこれまでの実績は、平成29年度が15件、総事業費が1,770万円、1件当たりの平均事業費は118万円となっております。また、平成30年度は13件、総事業費2,104万円、1件当たりの平均事業費は162万円となっているところであります。

このような実績から見ますと、両事業とも補助金交付要綱の基準上限額と大差なく事業完了しておりますことから、今後におきましても現行の支援策を継続をしまいたいと、このように考えております。

一方で、議員ご案内のとおり特殊なケースがある場合もございますので、飲料水個人施設整備事業の推進に当たりましては、利用者に寄り添い、専門的な技術指導や事業費の軽減化に向けた助言など積極的に対応してまいりたいと、このようにも考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（加藤久民君） 10番、再質問はございませんか。どうぞ。

○10番（合砂丈司君） ご答弁ありがとうございます。飲料水個人施設整備事業補助金の数年間の補助金額と基準上限額と大差なく事業が完了していると回答いただきました。ただ、私は見たり聞いたりしている中の認識では、上限額200万円を超える金額となるところがあるようであります。水は生活のライフラインであることから、被災から3年を迎え、ことしの冬には何とか間に合うように個人水道の新設、増設、改良整備の要望を担当課で取りまとめるなどし、技術のある職員から出向いていただき、工事費用のおおよその額を示していただきながら、見積書など補助金申請までのきめ細かな支援をしていただきたいと思います。再度ご答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三上上下水道課長、どうぞ。

○上下水道課長（三上訓一君） 個人飲料水の施設整備事業ですけれども、先ほど議員から200万円

を超える事業費があったということだけでいま再質問あったわけですが、今回台風10号関連の災害復旧事業で28件の事業を昨年度までに行っておりますが、200万円を超える事業費はそのうち8件ございました。20件が200万円の基準以内におさまっておりますし、うち200万円から230万円台までが7件、1件400万円を超えるという大事業がありましたけれども、これはどうしても専門のボーリング機械を導入して一定の深さまで水脈を確保するという大事業でありましたので、そちらのほうはどうしても特別な事業ということでありましたが、おおむね基準額以内または基準額から1割強ほどの事業費でおさまっているのが今の現状かなというふうに捉えております。ただし、我々としても事業費が高くなることを良好としているわけではございませんので、議員ご指摘のあったとおり事業費の圧縮に向けては、我々上下水道課にも技術職員おりますので、どういう形で事業費が圧縮できるのか、これについては個々の事例として相談承っておりますので、ぜひそういう事例の事業ございましたら当課のほうに相談していただければなというふうに思います。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 特にも間もなく冬も迎えるわけですが、少量で、どうしても水が少なく凍結するところもあるのです。あるいは河川から飲料、くんでくるのですが、寒い冬になると河川が氷で凍ったりして水を探すのが大変なところもありますので、ぜひとも早急といえますか、できるだけ早く工事をしていただければ、工事というか、ぜひ検討して現場に出向いて、どういう現状か出向いて検討していただければありがたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（加藤久民君） これで10番、合砂丈司君の質問を終わります。

次に、5番、三田地久志君、どうぞ。

〔5番 三田地久志君登壇〕

○5番（三田地久志君） 5番、三田地久志でございます。通告に基づきまして、質問をいたします。趣意酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

農業振興による健康増進について。

去る3月と記憶していますが、学校保健会報が回覧板で回ってきました。そこに記載されている内容は驚くことばかりでありました。会報では、生活習慣病予防についてシリーズで伝えており、今回は生活習慣病の原因となりやすい肥満でありました。岩泉町における肥満傾向児の出現

割合を全国平均と比べてみたところ、小学1年生から中学3年生までで、小学2年生を除く学年は全国平均を大きく上回っている、また岩手県の肥満傾向児の出現率の順位は全ての学年で全国10位以内に入っているとのこと。さらに紙面には、なぜ子供の肥満が問題なのか、理由が3つ挙げられています。①として、大人の肥満と生活習慣病につながる、②、一旦ふえた脂肪細胞は減らない、③、心身の発達を妨げるとありました。このまま子供の肥満を放置していると、60から80%の高い確率で大人の肥満につながります。改善するためには食事と運動のバランスが大切であることは誰しもが理解しているものと思われそうですが、なかなか実践できずにいるのも事実であります。

さて、大人に目を向けてみると、脳卒中ワーストワンから脱却するため対策はしているものと思われそうですが、なかなか抜け出せていません。脳卒中や腎臓透析の起因の一つは生活習慣病です。

そこで、私の提言は、生活習慣病の改善のために医食同源の言葉のとおり実践してみませんかということであります。既に町では野菜の摂取を進めるためにGOGO5皿を推奨していますし、ぴーちゃんねっとなどで料理レシピの配信も行っています。これにつけ加えたいものがキクイモの摂取です。ご存じのとおり、キクイモは水溶性食物繊維イヌリンを多く含み、糖の吸収を抑え、血糖値の上昇抑制となることが医学的にも証明されています。また、キクイモはカリウムも多く含み、塩分を排せつしますので、高血圧の改善にも役立ちます。

岩泉地域振興協議会では、このキクイモの作付を推奨し、レシピも10点くらいつくった実績もありますが、なかなか浸透しませんでした。しかし、ことしの3月に九州のある町では、このキクイモで健康増進の施策を行っているとの情報がありました。調べてみますと、町民の皆さんに参加していただいて臨床試験を行っているとのこと。

そこで、本町でもキクイモを4週間食べ続けていただける方を30名程度募集し、済生会岩泉病院で尿検査を行い、その検証結果を町民に公表するのはいかがでしょうか。そうすることでキクイモの効果を広く周知できると考えます。

キクイモの生産については、時々道の駅いわずみに出荷されているようですが、上記のような試験を行うためには絶対量が不足します。以前、岩泉地域振興協議会でキクイモを試験的に耕作放棄地で栽培したところ、肥料も施肥せずに植えつけたにもかかわらず、背が高く伸びるので下に光が届かず、草取りも要らないとの声がありました。キクイモは、繁殖力が強いので栽培しやすいということが実証されたのです。

そこで、ふえ続けている耕作放棄地を活用して高齢者がキクイモを栽培することはいかがでしょうか。国民年金受給者の皆さんに幾らかでも所得が入る仕組みにもなると思います。

全国の産地を見ますと、一つの町で最大5ヘクタールほどのようですので、町では10ヘクタールを目途に実践してみませんか。水田の放棄地でも栽培が成功しているようですので、農業振興にも寄与すると思われますし、草取りなどもほぼしなくてもよく、所得につながり、健康にもなります。また、生産したキクイモは、医薬品メーカーや食品メーカーへの販売も可能であると思われます。

国民健康保険税が今年度引き上げられましたが、来年度もさらに引き上げられるのではないかと危惧しております。町民が健康になり、未病であれば、将来的には国保税も引き下げることができるのではないかと考えます。脳卒中死亡率ワーストワンからの脱却をすれば、国内外からも視察もふえ、交流人口もふえるであろうことを夢ではなく現実にするために実践していただきたいのですが、町長の考えを伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 5番、三田地久志議員のご質問にお答えをいたします。

農業振興による健康増進についてであります。議員ご指摘のとおり、学校保健会報では子供の肥満を問題提起をしており、町においても子供の肥満を放置すると大人の肥満や生活習慣病にも大きく影響するものと認識をしております。

そのための対策の一環といたしまして、学校、家庭、医療機関と連携をし、学校保健活動を通じて町民の健康づくりに積極的に取り組んでいるところであります。本町の健康増進の取り組みは、「自分の健康は自分で守る、家族で守る、職場で守る、地域で守る」ことをモットーに、保健推進員や食生活改善グループなどの協力も得ながら、健康相談、健康教育、健康づくり講演会、各種検診、訪問指導、食育指導を実施しているところであります。

生活習慣病の予防改善のため、一日350グラムの野菜摂取を中心としたバランスのとれた食事を子供のころから摂取する「GOGO5皿」運動も推奨しているところであります。

議員ご提言のキクイモにつきましては、機能性にすぐれた食品であり、医学的に血糖値を低下させる効果があるとのことで、最近その効用について注目をされているところであります。既に

栽培や利用促進に取り組んでいる福岡県築上町では、町民みずからがキクイモの腸内環境への影響調査を行い、さらには町がキクイモのチップスを購入した費用へ補助を行うという制度を立ち上げ、特産化に向けた取り組みを行っております。また、長野県におきましても、JA長野が主体となって生産振興を進めているほか、県内では釜石の橋野町で、地域が主体となり地域資源活用研究会を立ち上げ、民間主体で取り組んでいると伺っております。

キクイモの栽培振興は、議員ご案内のとおり高齢者などの所得の向上、耕作放棄地の解消などの農業振興のほかに、何よりも町民の健康づくりの一助になり得るという注目すべき可能性があると考えております。

したがって、今後におきましては、これまでの取り組み事例を検証し、課題等を浮き彫りにした上で、町内生産者との意見交換や全国の先進事例の情報収集、また必要に応じ視察研修等も行い、各関係機関との情報交換にも努めながら、健康増進と農業振興の観点から調査研究を行ってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤久民君） 5番、再質問はございませんか。どうぞ。

○5番（三田地久志君） それでは、質問をさせていただきますが、いわゆる答弁書によりますと、学校保健活動を通じて町民の健康づくりに積極的に取り組んでいると、その結果が学校会報の子供たちの肥満度ということになると思うのですが、その辺についてはどのように検証しているのか、担当課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

町の取り組みといたしましては、全町民を対象としました健康づくりがまず第一前提だというふうな観点から、学校保健会という組織がございますけれども、そちらに加入、組織員としてなっております。そうした上で、学校保健会の中の取り組みといたしまして、子供たちの健康づくりに積極的な取り組みを進めているところでございますし、また答弁いたしましたGOGO5皿とかレシピの配信等、バランスのとれた食事をとるというふうなのが健康づくりのまず第一だと思っております。日常生活の食改善をすることで健康づくりに取り組んでいるというところで捉えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 私が聞いたのとちょっと違ったのですが、それはそれとして、例えば保健推進員や食生活改善グループの協力も得ながら健康相談、健康教育、健康づくり講演会、訪問指導、食育指導をしているという、これについての検証をしていらっしゃるのでしょうか。改善方向にあるということなののでしょうか、それともなかなかこれが難しいということなのか、ではその難しいのはなぜなのか、その辺は課題としてきちんと捉えているのかどうかをお伺いします。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

やはり各関係機関との連携もとって進めているところではございますけれども、保健推進員につきましては各地域に121人ほどいらっしゃいます。この方々からは、各地区における検診等の呼びかけを行って、広く一緒に検診を受けましょうというふうな動きをしていただいておりますし、また食生活改善グループでも各支所単位ほか、避難仮設住宅等にも出向いてそれぞれの健康管理も積極的に行って努めているところでございます。この方々の検証といたしましては、やはり声をかけてもなかなか町民が仕事等の理由ですか、積極的な参加を得られていないというのがその中に第一にあると思っております。

今後においては、一番身近で、一番最初にできるというのは食生活改善だと思いますので、そちらのほうを進めてまいりたいというふうな考えがございます。

以上であります。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 食生活の改善というところまでは答弁をいただきました。

次に、先ほども課長話しておりましたが、一日350グラムの野菜摂取、これについても立ち上げたあたりは全国的にもそういう傾向にあって、いいことだなと思っておりました。ところが、最近なかなか出てくる機会というか、耳にする機会が若干少ないなという気がしております。それはなぜなのでしょう。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたしますが、なぜというところになりますと、なかなかお答えしにくいところがありますけれども、今最近の社会情勢の中ではファストフードとかそう

いったところに子供たちも流れているのかなというふうな、多く食べられる機会もあつたりとかして、自家野菜とかそういうふうな摂取量も少なくなっているのかなというふうなところがあるというふうにご考えております。ですので、先日の健康まめもりフェアの際にもGOGO5皿、自分のところでどれくらいの野菜量を一日とっていますかというふうな、皆さんからそれぞれ皿に盛っていただいてグラム数をはかっていただいた経緯もございます。そのようなところで、350グラムを目で見て野菜の摂取量等を確認していただいたというふうなところもありますので、これらをもう一度広く町民のほうに進めていきまして、GOGO5皿を進めていきたいなというふうにご考えております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 健康フェアには私も行ってきましたが、確かにそういうことを実践なさっていました。ただ、健康に関心がある人しかその会場に行かないので、もう少し、始めた当初はあっちでもこっちでもGOGO5皿、GOGO5皿というのをやっていたのです。それが最近耳にしなくなった。進めているほうがもしかして少し落ちついてきたというか、控え目になっているのかもしれない。やっぱり町民の本当の健康のことを考えれば、うるさいと思われるぐらいのことをやらないと効果というのは出てこないのではないかな。本当に350グラム食べれば健康にいいの、体が改善されるのという結果が見えていないから皆さんがやらないだけの話なので、だからキクイモに関しても同じことなのです。GOGO5皿でも350グラム食べて、では350グラムずつ食べて1週間、2週間したときに体質改善になっているのか。血液検査、尿検査を例えばするというようなことも含めて、もっと進めた、一歩進んだ取り組みをすべきではないのかなと思うのですが、課長の考えをお伺いします。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） ご提言ありがとうございます。町としても健康づくりには第一番だと思っております。これがというふうなメインとなるものが今挙げられるのはやはりGOGO5皿だと思っております。過去にそのようなことがあっている経緯をちょっと私も覚えておりませんでしたので、今後どのような方向で普及、浸透させていくか、その辺をもう一度検討いたしまして、浸透させていくように、そしてもっとというふうなことで、自分の健康は自分で守るというふうな立場で皆さんにも取り組んでいただくようなことで進めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） それこそ長野県に保健師の皆さんも視察に行って野菜を食べたことによって、ワーストワンというか、かつては長野県も死亡が多かったところから脱却したという実績があるわけです。そこに行って見てきて、勉強してきて、岩泉町でもやりましょうという名前のもとに立ち上げて、ところがどうもじり貧になってきている感が否めない。やっぱりもっと本気で積極的に取り組むように町民に働きかけるべきだと私は思います。それをひとつよろしく願いをいたします。

そこで、キクイモについての提案も同じようなことなのですが、よそでやっているからということではないのでしょうか、もっとキクイモについても取り組むべきではないかなと思うのですが、その辺については保健福祉課、農林水産課、それぞれどう考えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

医学的にはもう検証されているというふうないろいろなネットでも情報ではございます。あとは皆さんのほうにキクイモというものをどういった形で提供すれば、それが普及になっていくのかというふうなところが一つありますし、町のほうとしては健康では過去において例えばワカメがいいとか、さまざまな食品がいいというふうなことで呼びかけをした経緯もございます。どのような方法でこのキクイモというところに着目して普及すべきか、食品メーカーとか流通とか、そういうふうなところも生産振興には及んでくるとは思いますけれども、保健サイドとしては住民の意見を聞きながら、過去において実証されたところが浸透しなかったのはなぜか、そういったところをもう一度検証しながら取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 農林水産課のほうの考えについてでございます。

機能的食品の栽培については、おもしろい取り組みだというふうに思っております。既存の予算でも新たな品目を栽培する場合に、その軽減を図るための支援事業も創設してございます。この事業も取り入れながら拡大していくというのは一つの手法かなというふうには思っておりますけれども、現状栽培されている方、販売されている方は、ちょっと何うと、やはりまだ少量で、どの程度の需要量があるか見えてこない、そこら辺がやはり今後の栽培面積の拡大において



は課題となるだろうというふうに私も同様に認識してございますし、健康につながる取り組みで、それが成功して、それが町内全域に広まってくればそれなりの栽培面積の拡大というのは可能性は十分あるだろうなというふうに認識は持っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） かつてはこのキクイモはこの農家にも畑というか、荒地とか片隅にあったのです。私より少し年配の方々の話を聞くと、キクイモを漬物にしたのばかり食べさせられて嫌いだという人のほうが余計だったのですが、ここに来て実際に生で食べてみると甘くて歯ざわりがよくて、おいしいなと私は感じているのです。その辺をかつてのような漬物だけで、毎日そればかり出されたら、それは誰も嫌になります。GOGO5皿ではないけれども、いろんなレシピを開発してやっていくことで十分健康増進につながるものだというふうに思います。できたら遊休地、遊休農地に広げていくような施策というのを再度取り組んでほしい。課題としては、売れるかどうかわからないというはあるかもしれませんが、ただ遊休農地、ただそのままやっておくよりは、とりあえず植えてみるという方法もあると思うのですが、農林水産課長はその辺についてはどう思いますか、種芋確保のためにとりあえずやってみるというのはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 答弁もなかなか苦しいところがございますけれども、種芋の確保の観点で見れば、それなりのやはり面積をまず栽培して確保するのが当然先決になってくるだろうと思います。そこら辺につきましては、保健福祉課なりいろんな関係機関ともちょっと情報交換しながら、スケジュール的にどうなるかまだわかりませんが、それを見ながら農業振興の観点でもちょっと考えてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 要は岩泉の中にもいろいろな素材のものと、キクイモだけに焦点を当てたわけですが、栄養士の方もいらっしゃるわけですから、それぞれの岩泉在来のものでこういうのを食べると機能性として有効だよというのも含めて、再度見直しをしてみることも大事ではないのかなと思いますので、保健福祉課だけの栄養士さんの仕事でなくて、農政課サイドのほうにも顔を出してもらって、そういったところを調査して見てもらって、町民の健康のためにはどうすればいいのだと、いわゆる生活習慣病からの改善のためにはどういうものを食べればいいのだというのをもっと情報発信をしていただきながら、ぜひ農業振興にもつながると、

地場のものを食べると。短角牛もさっき話をしていました。地場のものをたくさん、絶対人も同じです。できるだけ岩泉でとれたものを食べて健康になろうという観点でぜひ保健福祉課、農林水産課タイアップして考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ということで質問を終わります。

○議長（加藤久民君） これで5番、三田地久志君の質問を終わります。

次に、6番、林崎竟次郎君、どうぞ。

〔6番 林崎竟次郎君登壇〕

○6番（林崎竟次郎君） 6番、林崎竟次郎です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

台風10号豪雨災害から2年9カ月が経過しました。災害公営住宅は、上町団地や袋綿団地など完成したところから引っ越しが始まっています。しかしながら、復旧復興工事全体で見ますと、これからというところでは。

まず初めに、子育て支援の課題について伺います。本年度は、新生児聴覚検査の実施、8月からは小学生までの医療費の現物給付が始まります。このことは一歩前進だと思い、評価しています。台風災害からの復旧、復興が最優先の中でも、これからの岩泉町をしょって立つ世代への施策として、さらなる子育て支援を検討していかなければならないと考えます。町長は、今後の子育て支援の課題をどのように捉えているのか、そしてその課題をどのように解決していくのか所見を伺います。

次に、就学援助について質問します。昨年10月に生活保護基準が引き下げられました。生活保護基準は各種制度に大きく影響するものであり、その一つが就学援助です。就学援助の法的根拠は、義務教育は無償とした憲法第26条や教育基本法第4条、学校教育法第19条に規定されており、本来は憲法をもとに国が責任を持つべきものであります。学校教育法第19条では、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされており、所得による教育の格差をなくそうという制度です。本町の就学援助費支給要綱では、要保護者は生活保護を受給している世帯の児童生徒、準要保護者は要保護児童生徒に準ずる程度に困窮していると認定したものと規定しています。どちらも国の補助対象でありましたが、三位一体改革により準要保護者は一般財源化されました。このことから、市町村の姿勢などによって準要保護者の認定基準に格差が生じています。昨年の生活保護基準の見直しを受け、今年度から認定基準を変えている市町村もあります。本町では、準要保護者の認定基準が

生活保護基準の1.0倍となっています。私は、最低でも生活保護基準の1.2倍にすべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 6番、林崎寛次郎議員のご質問にお答えをします。

まず初めに、子育て支援であります。本町ではこれまで各種医療費助成を初め、こども園や保育所運営、スクールバスの運行、さらには岩泉高等学校への通学費、部活動補助など、妊産婦の支援から高校生までを対象にさまざまな子育て支援施策を講じてきたところであります。

そのような中、今般国においては幼児教育・保育無償化を本年10月から始めることとしており、また本町におきましては本年度から小川放課後児童クラブの開設、新生児聴覚検査の実施など、乳幼児を含めた子供の健全育成のため子育て支援の拡充に努めているところでございます。

ご質問の子育て支援の課題といたしましては、昨年度実施をした子育てに関するアンケート結果を見ますと、小児科等医療の充実、児童館や公園の整備などの意見が挙げられ、また子育て全体の課題としては所得の向上、就労の場の確保、若者の定着、個々の生活の質の多様化などが挙げられております。これらの課題解決のため、本年度策定をする岩泉町子ども・子育て支援計画におきましては、アンケート結果や地域の実情及び社会情勢の変化を踏まえ、さらには医療分野も含め関係機関と連携を深めながら、より効果的な施策を計画に盛り込み、子育て支援のさらなる充実に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと、このように思います。

以上で答弁を終わります。

なお、就学援助についてのご質問は、教育長から答弁をいたさせます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 三上教育長、答弁願います。どうぞ。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 就学援助費のご質問にお答えをいたします。

就学援助費についてでございますが、議員ご指摘のとおり平成17年度の国庫補助金廃止に伴う普通交付税への一般財源化に伴い、県内各市町村の認定基準が異なっている状況にあります。就

学援助費の認定要件の一つである所得世帯額を見た場合、準要保護者の認定基準が生活保護基準に対する係数として本町は1.0倍となっておりまして、県内33市町村中9市町村が係数に付加措置をしていないという状況にあります。一方、市では主に1.3倍を、また町村では1.0倍から1.3倍を採用しておりまして、平均しますと1.2倍という状況にあります。この係数は、基準根拠となる世帯対象所得の捉え方が各市町村一律ではなく、一概に認定率の割合に合致していないことから、県内の状況を的確に捉え対応していく必要があるものと、そのように考えております。

平成31年4月末現在の本町の小中学校児童生徒に対する準要保護児童生徒の認定数の割合は21.15%となっており、県内でも高い認定率となっております。しかしながら、町といたしましても所得による教育の格差をなくし、困窮と認められる保護者に対して必要な援助を行うことは子育て世代に対する重要な支援策の一つであると、そのように認識しており、現在生活保護基準に対する係数及びその他の対象基準項目の見直しにつきまして準備を進めているところでございますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 6番、再質問はございませんか。どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） さきにかれました2019年度の予算国会では、就学援助制度の一部単価の引き上げが行われました。それを見てみると、1つは入学準備金、新入学児童生徒学用品などへの単価の引き上げです。それは、小学校の場合は4万600円から5万600円に、中学校の場合は4万7,400円から5万7,400円になっています。それから、2つ目が卒業アルバムなどの新規に補助対象としております。小学校では1万890円、中学校では8,710円。それから、3つ目が修学旅行費の単価引き上げです。中学校では5万7,590円から6万300円となっております。

そこで、本町の取り組みについてですが、今年度から入学準備金の入学前の支給が始まったのですが、それについては特に問題なく進んだのでしょうか、その辺をお願いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 新入学児に対します新入学用品のほうは、議員からも議会のほうでもお話がありましたように前倒し等のご意見ございましたので、平成29年度から実施のほうをしてございますので、よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） それから、修学旅行に関してですが、就学援助の関係で。修学旅行前に

支給するという形でやっているところもあるのですが、本町ではどのような形でやっているのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 修学旅行費につきましても、就学援助費の中で項目で見えておまして、給付のほうをしてございました。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） それから、就学援助の費目に関してですが、国の予算なんかでも新しく追加したりしているのですが、本町の場合は例えば体育用具費というか、体育の関係とか、それからクラブ活動費とか生徒会費とかPTA会費の関係ではどのようになっているのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上教育長、どうぞ。

○教育長（三上 潤君） ちょっとお伺いさせていただきたいと思いますが、ただいまの質問の中の項目は、就学援助費に含まれているかという質問でございませうか。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 含まれているかという質問です。

○議長（加藤久民君） 三上教育長、どうぞ。

○教育長（三上 潤君） これは、就学援助費の項目のどこに入っているというように捉えておられるのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 市町村によっては含めていない、そういう市町村もありますのですが、岩泉町の場合は含めています。

○議長（加藤久民君） 三上教育長、どうぞ。

○教育長（三上 潤君） ただいまの項目は、私どもの認識であれば、就学援助費とは異なる内容ではないかなというふうに思っております。いわゆるクラブ活動費とかそういったものは学校、教育委員会が対応するべき経費でございまして、保護者に準要保護の経費として支給する項目に私どもは入っているとは認識してございませんので、そここのところの確認をお願いしたいと思います。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 答弁の中で対象基準項目の見直しを進めるとあるのですが、これについ

ではどういふふうなものか、お願いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育長、どうぞ。

○教育長（三上 潤君） この生活保護基準の係数と、そのほかの対象項目の見直しということでございますが、当町では国民健康保険税のいわゆる免除等も加味しながら認定をしているということでございます。準要保護のそれぞれの援助する項目とはまた別に、認定をするための項目ということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） それから、生活保護基準が昨年10月から引き下げられたのですが、それとの比較で1.0ということになれば、そうすれば就学援助も同じように引き下げという形になるのですよね、変えなければ。だから、やっぱりこのところはこれから検討していくわけですから、引き上げという方向で進めてほしいと思ひます。宮古市の場合は、担当課に聞きますと、はっきりしなくておもしろいのですが、1.3から1.4と言うのです。何ではっきりしないのですかと言うと、その世帯によっていろいろな事情があると、その世帯に合わせて実際に就学援助をしているのは1.3のところもあるし、1.4、それから1.5のところもあるというふうな話でした。小中学校の教育ですから、やっぱり経済的な格差をつくらないで進めるべきだと思ひますので、岩泉町では私の質問では1.2と言ひましたけれども、そういう方向で検討していただきたいと思ひます。どうでしょう。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） この就学援助費につきましては、議員からは本年の第1回の定例会の際の新年度予算の特別委員会の中でもご質問、お話等いただきまして、町側としましても答弁の中ではまず本年度、平成31年、令和元年度は今の率で行きたいと。ただ、ほかの県内の市町村の様子を研究しながら検討してまいりますということで答弁のほうを差し上げております。それで、その後県内のほうの状況も確認いたしまして、答弁いたしましたように、市のところは大体所得基準のみ、そこに着目しておりまして、1.3というところが主なところでございます。町村のところは、うちの岩泉町と同じように所得の基準のほかに、先ほど教育長からお話いたしました、市町村民税の減免、個人事業税の減免とか、ある程度項目を9項目くらいを追加して認定のほうをしてございます。というのも、所得のほうの基準ですと大体前年とか前々年のほうが基準になりますので、国保税の減免とかは直近のものでの生活状況が変わった部分に対しまして、そちら

のほうにも対応していると。28年度の数字、割合からいきますと、認定率からいきますと、岩泉町は県内でもトップの認定率になってございます。ということで、ある程度基準以外の項目を踏まえて認定のほうは高くなってございまして、最近でいきますと田野畑村さんが昨年認定率を1.0から1.2に上げてございます。ということで、岩泉町としましても議員からお話がありましたが、若手世代の子育てのやはり支援のために重要な施策の一つとなるのではないかとということで今現在教育委員会のほうでまず所得の基準の適正な率のほう、あるいは先ほど教育長申し上げましたように認定する項目のほうもまた再度検討しながら、それで関係課と協議して、できれば来年度にはその率のほうも見直しを進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 了解しました。

それで最後に、岩泉町が認定率が1番という答弁でしたが、私が思っているのは久慈市が1番ではないかと思っているのですが、最後にそのところだけお願いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 申しわけございません。手元に実は私どもで把握している分が28年度の各県内の数字でございまして、その数字からでの答弁でございました。その中では岩泉町が1番で27.15、久慈市が2番目で、そのときは22%の率となっておりますので、その28年度の数字に基づいて答弁いたしましたので、よろしく願いします。

○議長（加藤久民君） これで6番、林崎寛次郎君の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時57分）

---

再開（午後1時00分）

○議長（加藤久民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、8番、三田地和彦君から所用のため早退する旨の届け出が提出されておりますので、報告します。

これから休憩前に引き続き、日程第4、一般質問を再開します。

7番、坂本昇君、どうぞ。

〔7番 坂本 昇君登壇〕

○7番（坂本 昇君） 7番、坂本昇でございます。台風10号豪雨災害の復旧復興事業も、道路、河川や農地の復旧が進み、災害公営住宅への入居も始まりました。事業促進に向けてご努力をなされている町長以下、職員の皆様に敬意と感謝を申し上げながら、次の3点についてお伺いいたします。

1点目の質問は、放課後児童クラブの支援環境の改善等についてであります。

先般、総務常任委員会において、岩泉、小川地区、2カ所の放課後児童クラブの視察を行いました。利用者数は、岩泉地区52名、小川地区19名でありました。限られたスペースの中、支援員の的確な指導のもとで、子供たちが伸び伸び生活している様子に接し、安心してきたところであります。

その中で気になることは、支援環境、特に支援室が利用者数の割に手狭ではないかと思われる点であります。児童への対応について、指導員ではなく支援員という立場で携わっているという説明ではありましたが、特に岩泉地区は利用している児童数が50名を超える状況でありました。これは、小学校でいうと門小学校や小本小学校の全校児童数に匹敵します。

岩泉地区の児童クラブは、社会福祉協議会が委託を受けているものであります。特別な支援を必要とする児童も存在する中、支援室や支援員の執務室、熱中症などに備えた健康回復スペースなど、教育委員会の協力を得ながらさらなる環境改善を図るべきではないかと考えますが、町長のご見解をお伺いします。

また、何度か意見交換されております放課後児童クラブ登録児童によるスポーツ少年団等の活動についてであります。いわずみの教育でも、スポーツ少年団に対する支援をうたっております。運動好きな子供たち、運動能力を高めてあげたい子供たち、また少年団活動や総合型スポーツクラブの活動に参加させたいが、共稼ぎ等のためスポーツ活動を断念せざるを得ない町民について、その対応策は考えられないでしょうか。10歳前後の心身の発達期におけるスポーツ活動は、成長するごとに貴重な財産になり得ることから、教育長のご見解をお伺いします。

2点目の質問は、住民相談窓口の設置及び住民との意識の共有についてであります。

過去の一般質問でも役場内に総合案内部署の設置の件の質問がありました。私も、住民が疑問を生じた場合に、まずどこに相談に行けばいいのかわかりづらいと感じます。行政の問題のみならず、生活に関する多様な問題について総合的に受け付ける相談しやすい部署の設置が必要だと



考えます。相談の範囲は、住まいの問題、生活保護申請などから、介護、認知症、後見人問題、住民とのトラブルや鳥獣被害、災害支援や空き地、空き家対応に加え、法律の専門家が必要な場合等々、多岐多様に及びます。

町では、現在町民課の窓口で行政全般に関することを、保健福祉課では健康・福祉関係に関することを、岩泉よりそい・みらいネットでは弁護士、社会福祉士などの専門職が対応する相談などを行っております。しかし、これらの内容は住民から見て具体的に見える形、相談しやすい形になっておりません。高齢化やひとり暮らし家庭の増加、社会構造の多様化により、相談したい内容も複雑で多岐にわたると思われまます。このことから、誰にでもわかりやすい相談窓口を設置し、住民との意識の共有を図るべきと思いますが、町長のご所見をお伺いします。

3点目の質問は、全町にわかりやすい看板を設置することについてであります。

宮古室蘭間のフェリー運航やみちのく潮風トレイル、三陸ジオパークの推進、三陸復興道路の開通、そして誘客対策のためのイベント開催等に当たり、県内外、そして海外からも観光客の往来がふえている状況であります。これらを機会に、全町が観光地、博物館の要素を持つ本町を案内するために、国道、県道、町道を問わずに、岩泉町を初めて訪れる方にも安心してわかりやすく、おもてなしを感じる看板の設置が必要と考えます。設置に当たっては、環境に配慮した町民にも来訪者にも優しいものが肝要と思いますが、町長のご見解をお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、坂本昇議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、放課後児童クラブの支援環境等についてであります。放課後児童クラブは就労等で放課後に保護者等が家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的として運営をされており、現在町内3カ所に開設をしております。

議員からご指摘のありました岩泉放課後児童クラブは、岩泉小学校の東側1階の2教室と昇降口の一部を活用し、開設をしているものでありまして、占用面積は2教室合わせて131.85平方メートルの広さで、これは町条例に定める児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上の基準を満たしているものであります。現在の在籍児童数は52名であります。4月の利用者実績は一日当たり平均32名で、支障なく活動しているところでございます。

また、ご意見のありました支援室や支援員の執務室、健康回復スペースの確保につきましては、国の基準で義務づけられているものではなく、万が一風邪などの症状が見られた場合は、保護者へ連絡をとり、自宅に帰宅させるなどの措置を講じており、現スペースを有効活用しているところでございます。これまでも小学校や関係機関のご理解を得ながらスペースの拡大を図ってきており、去る3月岩泉小学校においては昇降口の一角を拡張していただき、かばんなどの物置場所を確保するなど、創意工夫をしながら活動をしているところであります。

建物の管理上の観点から、岩泉小学校と放課後児童クラブは鍵をかけ、相互往来できないように明確に区分をし、使用している状況もありますことから、今後スペースの拡大等の環境改善を図る必要が生じた場合は、岩泉小学校及び社会福祉協議会など関係機関と協議を行い、前向きに取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、住民相談窓口と住民との意識の共有についてでございますが、議員ご指摘のとおり、役場を訪れる町民の皆様や来庁者にとって、どこの窓口で相談をしたらよいのかがわかりにくい状況もあるかとは思われますが、さまざまな案件が混在している場合は、1つの部署での対応が難しい場合もありますことから、町民課を総合的な案内窓口として積極的な声かけと、時には来訪者の用件を聞き出すよう心がけさせているところであります。その上で、担当課等への案内または場合によっては担当職員が町民課の窓口に出向き対応するよう努めているところでございます。しかしながら、総合的な案内窓口としてまだ十分町民の皆様に認知されていない状況も実態としてあると思われますので、今後におきましても来庁者のご意見に耳を傾けながら、よりわかりやすい案内表示などの創意工夫を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、全町への案内看板の設置についてでございますが、町内を訪れる観光客が目的地へ円滑に移動できるような環境を整えることは、観光客の利便性の向上と町のイメージアップのためには大変有効なものであると認識をしております。最近では平成28年度に国道455号の早坂トンネル付近と国道340号の国境峠付近に観光案内看板を設置したところであります。

議員ご案内のとおり、本町には龍泉洞のほか見どころとなるスポットが数多く存在をし、県内外から多くの観光客が訪れておりますが、来訪者の皆様に岩泉らしさが伝わり、景観にも配慮した統一性のある看板を設置することは観光地としてお客様をもてなす上で欠かせないものと考えております。また、昨今の観光戦略等により訪日外国人観光客も年々ふえている状況もあります。

ことから、英語のほか多言語での表示についてもあわせて配慮していく必要があるものと認識をしております。

今後におきましては、どこにどのような看板をどのぐらい設置をすればより効果的であるか調査研究を進める一方、必要な箇所への計画的な設置に向けて関係機関と協議、連携してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

なお、1点目の放課後児童クラブ登録児童によるスポーツ少年団等の活動につきましてのご質問につきましては、教育長から答弁をいたさせます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 三上教育長、答弁願います。どうぞ。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 放課後児童クラブ登録児童によるスポーツ少年団等の活動のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、子供たちの心身の発達期における運動は重要であると、そのように認識をしております。学校活動以外での社会教育、社会体育活動の一環としてスポーツ少年団への支援、岩泉スポーツクラブによるさまざまなスポーツに触れる機会の提供を行ってきているところであります。

議員から、放課後児童クラブ登録児童に対する運動の場の提供とともに、児童数の減少やスポーツ離れにより団員の確保が困難となっていることに対する解消策として、相互の垣根を超えた取り組みに期待するご提言をいただきましたが、クラブ登録児童に対するスポーツ少年団体験入団の働きかけや放課後児童クラブへの岩泉スポーツクラブによる出前講座の情報提供等が考えられるところであります。

一方で、スポーツ少年団活動は児童が自主的に参加をし、またそれぞれの団体が独自の活動を行っていることを踏まえ、町として保護者、スポーツ少年団及び放課後児童クラブ受託者等と協議、整理すべきことがあることから、今後研究、検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（加藤久民君） 7番、再質問はございますか。どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ありがとうございます。では、何点かお願いをいたします。

まず、放課後児童クラブですが、時間的には、この前の視察ですと3時から視察を行いました  
が、3時半から子供が来て、遅い子は7時までいるというふうなこともありました。ということ  
で、3時間半という長い時間を放課後児童クラブでは子供を支援しているというふうなことにな  
ります。そこで、担当課である保健福祉課は委託をしているとはいいいながら、その実態と現場で  
活動している支援員さんたちの実態については十分に把握をしているという認識かどうかにつ  
いてまずお伺いします。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

岩泉放課後児童クラブ、小本放課後児童クラブは、岩泉町社会福祉協議会が運営しております。  
また、小川放課後児童クラブは今年度からクチェカが運営しております。最初の2クラブにつ  
きましては、社会福祉協議会との今までのつながりが深いものもございまして、連携はとれてい  
るものと思っておりますし、また小川放課後児童クラブにつきましては、新たなところでありま  
すので、随時連絡を取り合っくチェカとの連携を深めて、これからもいく予定でございませ  
す。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ありがとうございます。そこで、委託先が社会福祉協議会と新しくクチ  
ェカというふうになると、団体が違うことから連携がとりづらいつころがあるかと思  
いますが、ここの連携についての調整についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 2つの団体と一緒に席をまだ設けてはございません。それぞれの  
放課後児童クラブで時間を設定しまして、学習をする、宿題をする時間、おやつ、そして自由時  
間というふうなことで、おおむねそのような時間を定めておりますけれども、このほかに何がサ  
ービスとして必要なかどうか、その辺も踏まえて2つの団体とも一緒に席でいろいろと協議検  
討してまいりたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） それで、執務室は国の設置基準上なり条例上1.65平方メートル以上です  
から、畳1枚分、1人当たり、これがあれば適合であるというふうなことなので、それは満たして  
いるということなようですが、例えば雨の日なんかの場合はちょっと会場が狭いかなというふう  
なことがあります。そこで、提案として、雨の日なんかのようなときには特に特別な室内用具と

いるのが必要かどうかわかりませんが、あるときには体を使ったゲーム、あるときにはそれを使いながら、その子供たちが体力的にどのぐらい体力が維持できているかという体力を測定するような、子供たちも楽しみにしながらゲームができるというふうなことで、その50人なりの子供たちが日々その生活に目標となり、目的を持って行くようなことも必要ではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょう。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 放課後児童クラブにつきましては、子供たちの自由な遊びを通してというふうなことでありまして、体力維持をというふうな目的にはなっておりませんが、子供たちのイベントへの参加とか、そういうふうなこともありますので、雨の場合については中のほうでイベントへの準備とか、そういうふうなこともありますし、今の体力測定になりますか、子供たちが一堂で一緒に共有する遊びとかといったものをまた今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ちょっと私も学校と放課後児童クラブとの分が垣根が少し取り除いたような形になって、無理な話をしているようなところもあるかもしれませんので、そこは行政の側としてきちんと線引きをして、議員の意見は意見なのですが、きちんと当初の目的どおりのことで進めていただければというふうなことで確認をさせていただきたいと思っています。

それから、国の基準で支援員の執務室は必要がないということなようですが、認可外の保育園とか小さな学校でもやっぱり指導者なり指導員がきちんと子供のことを記録したり、そういうふうなのを保管するスペースというか、執務するスペースというのは確保しておいてやるべきではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょう。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 答弁のほうにもございましたように、国のほうでは特に執務室、あと健康回復スペースというふうなところの定めはございません。ただ、執務をする上で机があればいいなというふうなことは聞いておりますので、部屋ではなく、大人に合った机の配備とか、そういうふうなものが必要であれば必要に応じてうちのほうも用意、委託先のほうとの検討をしまして準備のほうは進めていきたいと思っています。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ぜひこの50人とかという今結構な規模の子供だというふうには私は認識しました。ですので、その子供がみんな均等であればいいのですが、一人一人個性も違ったり、当然保護者の考え方も違うというふうなところに支援員としての自分なりの分析したりデータとして持っていないと、これは今報道なんかで見ているようないじめとか虐待とかというふうなのにもかかわる、ちょっとした芽があることもあるのではないかなというふうなことからそういう質問でありました。

そこで、質問とすれば、放課後児童クラブにおいてはそういう子供同士のいじめ的なのは支援員の目から見て見受けられるのか、今のところはないのか、そういうふうなところはどのようにうに受けとめているかお願いします。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

今の虐待とかいじめにつきまして、放課後児童クラブ内、3クラブありますけれども、聞いてはおりません。あと、もし気にかかる子がおりましたらば、支援員同士がそれぞれ2人以上いるわけですけれども、この方々の情報共有をして親御さんにお渡しする際に、その気にかかる事項をどちらかの支援員がお知らせするというふうなことで連絡はとっているようでございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ぜひ子供の顔にも学校にいるときの顔、それから家庭にいるときの顔、それから放課後児童クラブというか、ちょっと安心していうようなときの顔と、それぞれ顔と言っているのかどうかわかりませんが、それぞれ自分を表現する場所があるかと思っておりますので、このところはきちんと対応していただきながら、事故につながらないようにしていただきたいと思っていました。私も近いものですから時折行ってみると、1人の支援員の方が、子供たちが天気がいいとブランコのチーム、それから滑り台、それから池の周り、それからサッカーをする子とかと本当に伸び伸びと、ある子はリーダーシップをとりながら、こういう生活の場の与え方もいいのかなと思いつながりながら見ているのですが、ただ何せ1人の人が遠くから見ているものですから、ちょっと間違ったときには池の区域内に入ってしまったら、あとはサッカーでゴールなり階段のコンクリートにぶつけるというようなこともありそうだなと思って見ておりましたので、時折社協であり、担当課であり、様子を伺って健全な育成をしていただきたいというふうには思っております。

次に、住民の相談窓口ですが、言ったようになかなか説明では町民課として質問をというか、相談を聞き出すようにというふうなところまで配慮してもらっているようなので、これはこれでいいかと思うのですが、その入り口の部分が住民側でわかりづらい部分があるために、このところを折に触れお困りではありませんかというふうなことで町に呼びかけて、そして何かあったら総合的にはここにおいでいただきたいと、これが役場の支所等に、住民と本庁よりは直結していると思うのですが、その場合ですと割と支所とかそういうところは窓口に行けば大体のことは解決しながら、それが難しい場合は本庁に問い合わせるというふうなのが確立しているかと思うのですが、町民課長とすればそのところを本庁なりに具体的にそういう部分があった場合の戸籍の窓口の部分だと思うのですが、日ごろから指示をしていると、それから町民と共有しているような心がけをどういうふうに行われているかをお願いします。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 町民課といたしましては、まず戸籍の窓口のほうには積極的な声かけ、あとは町民課には包括支援センターといって高齢者に関する総合相談窓口もございますので、その辺の戸籍の窓口からのつなぎとかその辺を注意して意識してやるようにして行っております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） それから、よりそい・みらいネットということで本当にチラシも広報と一緒に回ってきます。内容は、法律相談も含めてなかなかいいことをやっているようなのですが、ちょっと見えないというか、場所がどこで、そしてどういうふうになってくるのかという案内があってもいいかなと、まだ間に合わせていないということなようですけれども、場所とか相談内容とか、それからできれば中が見えるような、相談ですから中が見えてはだめなのか、となればせめてここがよりそい・みらいネットの事務所であるというふうな表示を含めながら、わかりやすい受け入れをしていただければと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） よりそい・みらいネットは保健福祉課の担当分野でございますので、よりそい・みらいネットにつきましては月1回各戸のほうへチラシを配布しております、昨年度は全部で、午前、午後ということをして2回と考えれば90回ほど開催しております。相談件数は85件ということで、金銭トラブルや相続登記、家族関係のこととか、そういうふうなことがその相談の主なところになっておりますけれども、今のところ月1回のチラシ配布のみと、あとは

保健福祉課の窓口でそのチラシを配架しているというふうな状況でございますので、これをもっと広く町民にどのような形ですべきか、よりせい・みらいネットとも相談しながら、より多くの方が使っていただけるようにしていきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） では、すぐできるというよりも、むしろ話題、たたき台にもならないかもしれないませんが、例えば相談の窓口を銀行のキャッシュコーナーのようにタッチパネルで、あなたの相談は何ですかといったときに、後継者問題ですと、それから納税ですとかというのが、すると次に出てきて、納税のうちの固定資産税ですとかと出てきたらば、ちゃかちゃかと次々行って、最後はあなたが行く場所は固定資産税係ですというふうにして、そういうふうにして役場に、戸籍に行かなくても役場に入っていくとそういうタッチパネルがあつて誘導してくれるというふうなのをどこか先進地でもやっているようなところがあるのか、またさっき言ったようにとても土俵にはのりませんというふうなことなのか、課長、直感でどうですか。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） ちょっとその辺の情報は、近隣の宮古市等の状況ぐらいしかわからないので、その辺ちょっと調査研究させていただいて、費用対効果と、あとは全庁で議論してまいりたいと思います。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 今のは思いつきでした。ただ、市とかそういうところに行くと、入った瞬間どんと総合窓口があつたりして案内してくれるものですから、町でそこまで人も割けないとした場合に、そんな方法はどうかかなと思ったので、これは若干研究してもらって、流していただいても結構なのですが、ひとつたたき台でお願いをします。

では、最後の全町案内でございます。答弁でも観光に景観に配慮した統一性のある看板ということで、お客様をもてなす上で欠かせないというふうなことだということでもあります。私も観光ガイドで龍泉洞で接していると、やっぱり岩泉町でこういう場所がないかとか、それからここに行くにはどうすればいいかというふうなことが質問で結構あります。ですので、この看板について、ぜひ答弁にあるように、当然すぐではないでしょうけれども、中長期的に計画にのせながら、それが3年かかるか5年かかるかは別にしても、何とかわかりやすい町になるような形での取り組みをお願いをしたいと思います。



そこで、一つの方法で、私らは70年も住んでいると目をつぶっていてもこっちは七滝だとか、こっちは安家だなど勘でわかるのですが、全く目線の違う、先ほども出ました地域おこし推進員のような人、初めて岩泉町に来たけれども、新鮮な目で岩泉町を見て、ここにはこういう表示が必要なのではないかというふうなの力を利用するというか、活用して行うのもいいのではないかと思うのですが、その点について課長のご見解をお願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、ご質問の支援員を用いた整備というのも、ちょっと今そちらのほうは想定をしておりますが、非常によいアイデアというふうに受けとめましたので、こちらについては検討させていただきたいと思います。

看板につきましては、最終的に目的地に円滑に移動していただくという大きな目的がございますけれども、そのほかにその場所をわかっていただく、存在を知っていただくというのも目的になっているかと思えます。町内は、台風の被害であったり、あとは三陸沿岸道の開通であったり道路事情が変わっております。また、トレイルとか三陸ジオの関係で取り巻く状況も変わっておりますので、これらの状況を踏まえながら、どこにどのような看板設置が必要か、足を運んで確認調査をしてみたいと思っております。

1つ例ですけれども、お話をさせていただきますが、三陸沿岸道路、町内には2つのインターチェンジがあります。岩泉南インターチェンジ、そしてもう一つが岩泉龍泉洞インターチェンジというのがあります。この間会議に行ったときに、岩泉町さんは非常に看板の使い方が上手ですねということで話をされたのですが、それはどういうことですかということで、岩泉と一緒に龍泉洞のことをPRできているというふうなことで指摘をいただいて、なるほどなと私も感心したところであります。このようなことを例にいたしまして、お客様に安全安心に移動していただいたり、あとは岩泉町の存在を多くの皆さんにわかっていただくような取り組みをしていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 最後になりますが、今回の質問の趣旨の一つはそういうふうなことで、いざ行政がやろうとしていることを住民の方々、そういう方々なり岩泉に来た方々というふうなことで共有して、わかりやすい岩泉というのをどういうふうにして表現というか、表示していけ

ばいいのかという、今回の新総合まちづくり計画にも手がつくわけですが、そういうところも配慮しながら計画づくりを進めていただければということでのお願いでした。そういうことを総合的にお願いをして、質問を終わります。

○議長（加藤久民君） これで7番、坂本昇君の質問を終わります。

次に、3番、小松ひとみ君、どうぞ。

〔3番 小松ひとみ君登壇〕

○3番（小松ひとみ君） 3番、小松ひとみです。通告に基づきまして、一般質問させていただきます。

1つ目は、龍泉洞を核とした観光振興について、2つ目は、まちづくり・人づくり活動への助成についてでございます。

1つ目、龍泉洞を核とした観光振興について。

先般のゴールデンウィークは、10連休という観光、集客にはまたとないチャンスでありました。5月4日、5日の龍泉洞祭りでの入洞者数は、一日当たり4,000人を超える盛況ぶりでした。去る4月25日には、大型豪華客船ダイヤモンド・プリンセスが宮古港に寄港し、龍泉洞には200人の観光客が入洞しました。さらに、三陸防災復興プロジェクトが6月1日から8月7日まで開催されています。本町では、6月7日、8日に三陸ジオパークフォーラム、7月13日にはさんりく絆スポーツフェスタが行われる予定です。このような状況から、本年度の入洞者数20万人という目標達成と経済効果の見込みについて町長の所見をお伺いします。

また、本年度中に龍泉洞園地の再整備基本構想を作成する計画がありますが、人々の休暇や旅行の過ごし方、楽しみ方の変化を踏まえつつ、住民全体を巻き込んで世界に誇れる龍泉洞の整備に新しい感覚で努め取り組むべきと考えますが、基本構想の取り組み方、取り進め方をお示しください。

2つ目、まちづくり・人づくり活動への助成についてです。

私は、昨年12月の定例会において住民参画資金の助成について質問しました。それは、生きがいを持って活動している住民グループ、食や健康づくり、おもてなし、地域の情報発信、イベントの開催などで次につながる資金の助成をすべきではないかということでした。しかしながら、視点を変えてみると、要は一人一人の力を生かす地域とは、町を愛する人を取り上げることでないでしょうか。何が欲しいかではなく、何をしたいか。例えば地域資源を活用した誘客事業、

2つ目、地域の問題解決を図る事業、3つ目は特色を生かし、魅力を高めるもの、4つ目、自主的な勉強会、5つ目、生きがいつくりの支援などたくさんあるはずです。町民みずからの創意工夫により自主的、自発的に取り組む活動に対し支援する制度を創設すべきと考えます。このような思いを持った人材は、町に住み続け、町をつくっていきます。まさしくオール岩泉の取り組みと思いますが、町長の所見をお伺いします。

以上、本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 3番、小松ひとみ議員のご質問にお答えをします。

初めに、龍泉洞入洞者の目標達成と経済効果の見込みについてであります。議員ご案内のとおり4月から5月にかけての10連休では多くの観光客からお越しをいただき、町内が大変にぎわったところであります。期間中の入洞者数は約4万人、前年度と比較して約1万8,000人の増となり、遠方からの来訪者が多かったことなどが新聞紙上でも報じられたところであります。今後、入洞者数が前年度並みで推移をした場合には、年度末において19万人台の入洞者数が見込まれますが、今月から始まっております三陸防災復興プロジェクト2019などの大型イベントの開催のほか、お盆や秋の連休も控えておりますので、入洞者20万人の目標を達成できるよう関係者一丸となって誘客に努めるとともに、おもてなしの心を持って対応してまいりたいと、このように考えております。

また、経済効果につきましては、簡易的な推計となりますが、目標の入洞者20万人を達成した場合、約7億5,000万円の経済効果を見込んでいるところであります。これを平成30年度実績の約17万5,000人と比較した場合には、入洞者数2万5,000人の増として、約1億円と捉えているところであります。いずれにいたしましても、観光客による町内経済に与える影響は大変大きいものがありますことから、その効果が少しでもさらに上がるよう、なお一層関係機関、関係団体と連携をしてまいりたいと考えております。

次に、龍泉洞園地の再整備構想についてであります。策定に当たりましては、龍泉洞ならではの自然景観などの活用にも配慮しつつ、滞在時間の延長を意識した基本構想となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

特にも緑の空間や水辺の親水空間の活用に関しましては、観光客のみならず、町民や子供に

も親しまれ、町内外に誇れる魅力ある園地となるよう戦略的に検討をしております。加えて、近年町内でも増加傾向にあるインバウンドやインスタグラムなどを活用した観光スポットの宣伝につきましても、さらに強化をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げますと、このように思います。

続きまして、まちづくり、人づくり活動への助成についてであります。まちづくりは人づくりとも言われますように、自発的、自主的に活動されている地域住民の皆様の存在、またその活動に対する支援の必要性につきましては、私も議員と考えを同じくしているところであります。これまでもその時々町の状況、国の経済動向等にも留意をしながら、時代背景に合わせた助成支援事業を実施をしております。現在は、地域振興協議会を中心として、地域の特色を生かしたさまざまな地域づくり活動に対し、ハード、ソフト両面における支援を実施しているところであります。ご質問にあります自主的な活動と地域振興協議会単位における支援事業展開とのマッチングについては必ずしも一致しているとは思えないとの意見もあり、地域振興協議会の枠にとらわれない別な視点での支援策のあり方について検討する必要があるものと考えております。

今後におきましては、自主的で個性豊かな地域活動を活発化させていけるよう、議員ご提言の内容も参考にさせていただきながら、制度設計について検討をしてみたいと存じますので、ご理解、ご助言を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 3番、再質問はございませんか。どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） 先日のゴールデンウィークのお客様がいっぱい来たわけですが、皆さんのんびりとゆっくりと水辺で楽しむ姿がとてもほほ笑ましく感じました。やはり龍泉洞に行ってゆっくり楽しんでこよという新しい過ごし方もあるのだなと改めて感じました。要は龍泉洞よかったねというリピーターをつくるということがとても大事に思うのですが、入洞者等の満足度とか、いかがでしたかとか、また来たいですか、どこから来ましたという簡単なアンケート等をとって、それを数字にあらわすべきと考えますが、そのことについてどう思いますか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ありがとうございます。まず、10連休につきましては、10連休も含めて観光行政につきましては、一応4つのポイントで私たち臨んでいるということになり

ます。まず、情報発信をするということが1つになります。2つ目としましては、観光客の皆さんから来ていただく、観光地を見ていただく、次の段階では、当然今議員からお話があったように満足をして帰っていただく、最後、最終的にはその結果が町の経済にとっていい影響を与えればよいなということで取り組んでいるところになります。

ご指摘いただいたアンケートについても、それはそれで非常に大事なものであるというふうに考えておりますが、例えば先日の10連休のような大変混み入った場所ですと、ちょっと実際の対応というのは難しいかと思っておりますけれども、これから策定をいたします園地の構想をつくるに当たりまして、観光関係者の方、あとは岩泉の龍泉洞の事情を知っている業者の方、あとは策定後に岩泉町にお客様を連れてくる業者の方にも入っていただいたりというふうな予定もありますので、ただいまのご意見については受けとめさせていただいて、できれば生かしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） 観光のことですが、このように復興、防災、ジオパーク、インバウンドと次々と対応が出てくるわけですが、今回今週末の岩泉町でやるジオパークフォーラムというのは本当にあすあすのことですが、ちょっとまだ周知、皆さん知らないと思うのですが、それについてそういう情報発信の周知についてはどう思われますか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 三陸ジオパークのジオフォーラムの関係について話題にいただきまして、大変ありがとうございます。実は今週の土曜日になりますけれども、町民会館のほうで午前10時からフォーラムが行われる予定となっております。こちらのフォーラムには、三陸ジオパークを構成します県内13の市町村、あとは青森の八戸、宮城の気仙沼を加えました関係者の方がいらっしゃるとともに、あとは全国のジオパークの関係者、全部とはいかないと思いますが、興味ある方は来ていただくと思っております。肝心なのが、開催地となっている岩泉町ですので、多くの皆様から来ていただきたいというのはもちろんですが、先ほどの観光にも通じますけれども、来ていただく方が岩泉に来てよかったなというふうに思っただけのような取り組みをしたいというふうに思っております。ぜひ議員各位からも土曜日に町民会館でお会いできればというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君）　　そういう大きな大会がここであつたら、やっぱり住民としてはおもてなしをしたい、おもてなしの心を持って臨みたいと思います。そういうバスとかが来たら、手を振るぐらいのやっぱり心構えを全体でつくり上げたいと思っております。ですから、やっぱりそれぞれの今回の園地の構想についても、住民の声をもっと拾って、やはり岩泉大会議でもないですけども、住民の声を、私たちまだ知らないことがいっぱいあるので、ましてや外の観光業者の目線というのとまたちょっと時代が変わってきているようなので、私きのう調べたら、オーバーツーリズムとって許容範囲以上の観光客が押し寄せて町が混乱するというのを見ましたけれども、そういうのは確かに京都は物すごく苦情のほうが多いというのを聞きましたけれども、それと反対でアンダーツーリズムというほうも注目されているのを見つけました。それは、本当に静かでのんびりしたところだからこそ楽しみがありますよ、こっちに来てのんびりしてくださいというような理念のもと、そこでも随分と人をこれから呼べるアンダーツーリズムというのを見つけました。あとグリーンエコノミーとかオレンジエコノミーとか、環境と一緒に環境を売る、物とか施設とかで売るのではなくて、そういう自然の売り物にした誘客の仕方がこれからちょっと注目されてきたというのを見つけましたので、本当に新しい考えでというのは若い人たちもそうですけれども、地元の文化等を知っている方、龍泉洞の最初の始まりを知っている方たちとか、そういう知恵をもっと拾ったほうが龍泉洞、岩泉ならではの生かし方だと思いますので、いろいろお忙しいでしょうけれども、そういう視点でちょっと考えていってほしいと思います。

　　あともう一つ、やっぱり岩泉に行きたいと思うときの岩泉の窓口というのは、観光課というより観光協会と一体になって、観光協会が町の窓口という捉え方をしていますので、そこの中ではちょっと不満が、リアルタイムでの情報発信ができていないと思うので、これからその問題点も踏まえて、ちょっと観光課としてアンダーツーリズムを含めて考えていってほしいと思います。どうでしょうか、これについてどう思いますか。

○議長（加藤久民君）　　馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君）　　町のほうでは、観光に係る基本計画というのをつくりまして、それに基づいて各種施策を展開をしているところになります。まず、龍泉洞を中心にした部分になりますと、先ほど来出ております目標20万人という数字があります。いい流れで始まった新年度でございますので、龍泉洞についてはいずれにぎわいのある、交流人口が多くなるような、そしてかつ町内の経済にとってよい結果を残すように取り組んでいきたいというふうに思っており

ます。

あとは龍泉洞以外で今議員からお話があったいろいろな楽しみ方、多様化しているというお話もありましたので、そういったところでほかの観光地とといいますか、見どころが使えるところがあるかないかも含めて検討させていただきたいと思っております。

あと発信の面につきましては、うちの課のほうでもドローンを使った動画で、例えばユーチューブで情報発信をすとかということ今動きも起こしているところになりますので、見れる機会が整いましたら改めてお知らせをしたいなというふうに思っております。

あとは観光協会との連携につきましては、俗に観光協会が元気な観光地は、人がいっぱい来る観光地は観光協会が元気だというふうにも伺っておりました。先日、南三陸町のほうにちょっと用事があるって行ってまいりましたけれども、まさにいい観光協会さんの活動をこの目で見てまいりました。うちのほうでもまだまだほかに学ぶところが多いかと思えますけれども、そちらについては観光協会と連携をしながら龍泉洞のにぎわいについていくような連携、運営をしていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） ありがとうございます。

次に、人づくり活動への助成についてのことですが、協議会とのちょっと目線が違うという言葉が出てきましたけれども、私が拾っているみんながやりたいこととか、これを今やらなくてはいかぬという思いは、やはり高齢者、若者だけではなくて高齢者の事例もありまして、豆腐づくりをしたいとか、本当に私たちの世代でも漬物名人に今のうちに習っておきたいとか、そういう小さな思いがあるわけです。その中で少し小さな、ちょっといい機械を、例えば手づくりの食のことも、こういう機械を買うのに15万円だとか5万円だとかということで、どうしたらいいだろうとか、そういうのがあればすぐやりたいのだけれどもという思いがある中で、やはりちゃんとした規約と町にお願いするときに、町とか県とか国のそういう助成、補助金等に臨むときには、規約とか書類のことがとても面倒であって、とてもできないという思いがあります。本当にこの過疎の中で、今一人でも高齢者が亡くなると、その周りの者たちもいなくなるというような思いで、この知恵を今思いを生かしたいという災害を受けての本当に希望の見つけ方の一つとして、小さな枠でいいのですから一人一人の力を拾い上げるというか、思いを拾い上げる意味で必要だと思っております。今回質問させていただきました。そういう小さくてもいいという、視点が違う、そういう意

味での拾い上げ方、それは予算が必要、何でも予算がなければ実施できないことでしょうか、どうですか、こういう私は支え合いの会という高齢者への食の提供とか、そういうのは上限30万円です、二、三十万円での小さな仕組みでこういうことを実施できないでしょうか、見込みはどうでしょうか、お聞きします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 先ほどご答弁を申し上げましたとおり、各地域振興協議会を中核としました交付金事業の枠内ではぴったりとおさまりにくいような地域活性化策、先ほど議員も例題に挙げていただきましたけれども、こういった話題も今出始めているというように私どももお聞きをしております。すなわち1つの地域振興協議会の枠を超えたような、1つの地区だけではなく、あるいは全町に及ぶような事業構成、これに携わる方々が地域間の連携もしながら考え始めているというような、そのような方々がいらっしゃるという存在もお聞きをしております。このことは、本町におきましても有効な活性化策の一つにはなり得るのではないかとこのように考えている部分もございます。したがって、その効果のほうはよく私どもも考え、判断をしていく必要があるとは思っておりますけれども、全町に及ぶような、各地区に逆に横ぐしを挿せるような事業展開、これの必要性につきましても今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） これからも本当に情報交換しながら、絶えず情報交換しながらいろいろな意見を伝えて、そういうのを取り上げていただくよう努力しますので、よろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（加藤久民君） これで3番、小松ひとみ君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

◎報告第1号～報告第6号までの上程、報告

○議長（加藤久民君） 次に進みます。

日程第5、報告第1号から日程第10、報告第6号までの報告を行います。

報告第1号 平成30年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第6



号 一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告についてまで順番に報告を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 報告第1号 平成30年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成30年度岩泉町一般会計予算の繰越明許費を別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。一般会計の繰越明許費でございますけれども、2款1項の町債管理基金積立事業から、裏面でございます、裏のページ、10款3項地域情報通信基盤用伝送路災害復旧事業まで18事業でございます、翌年度の繰越額が22億614万8,000円となるものがございます。

次に、報告第2号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成30年度岩泉町簡易水道特別会計予算の繰越明許費を別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページをごらん願います。簡易水道特別会計でございますが、1款2項の二升石簡易水道取水施設等移設事業から、二升石簡易水道施設配水管布設替事業まで3事業でございます、翌年度の繰越額が8,629万円となるものがございます。

次に、報告第3号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費を別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページをごらん願います。公共下水道事業特別会計におきましては、1款1項の下水道ストックマネジメント計画策定事業と1款2項公共下水道施設整備事業の2事業でございます、翌年度繰越額が2,229万6,000円でございます。

次に、報告第4号 平成30年度岩泉町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

平成30年度岩泉町一般会計予算において、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

令和元年6月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページをごらん願います。一般会計の事故繰り越しでございます。7款6項災害公営住宅整備事業から10款2項公共土木施設災害復旧事業まで3事業でございます。翌年度繰越額が19億3,345万9,600円となるものでございまして、これは労働員の確保、それから資材不足等により事故繰り越しするものでございます。

次に、報告第5号 岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告書を提出する。

令和元年6月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページをお願いします。岩泉ホールディングス株式会社の経営状況でございますけれども、第4期の事業報告書としまして、平成30年4月1日から31年3月31日まで、第5期の事業計画としまして平成31年4月1日から令和2年3月31日まででございまして、内容につきましては次の1ページから記載のとおりとなっております。

なお、平成31年3月1日に岩泉乳業、岩泉産業開発と合併したことによりまして、従来の子会社からの経営指導料に加えまして、岩泉乳業、岩泉産業開発の1カ月分の売上高が合算されておりますので、申し添えます。また、15ページ、16ページには、グループ会社の貸借対照表、損益計算書を記載しておりますので、ご参照願いたいと存じます。

次に、報告第6号でございます。一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告書を提出する。

令和元年6月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページからでございます。農業振興公社の経営状況でございますけれども、第38期事業報告書としまして、平成30年4月1日から31年3月31日まで、第39期事業計画としまして平成31年4月1日から令和2年3月31日まででございます。内容につきましては、次の1ページからの記載となっております。

以上6件の報告でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） これで報告第1号から報告第6号までの6件全部の報告を終わります。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第11、議案第11号 携帯電話用伝送路本復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第11号 携帯電話用伝送路本復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

携帯電話用伝送路本復旧工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

1、工事名、携帯電話用伝送路本復旧工事。

2、工事場所、岩泉町全域。

3、契約金額、1億260万円。

4、請負者、住所、宮城県仙台市若林区新寺一丁目2番23号、氏名、株式会社T T K、代表取締役社長、土肥幹夫。

令和元年6月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。携帯電話用伝送路本復旧工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますが、令和元年6月7日着工予定、令和2年3月31日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、架空配線工事でございますして、数量が幹線ケーブル約233キロメートル中、約19キロメートルを張りかえ、39キロメートルを撤去という工事でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第11号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第12、議案第12号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第12号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産、種別、パソコン、形式、デスクトップ型、数量、250台、契約金額、1,753万9,200円。

2、取得の方法、買い入れ。

3、契約の相手方、住所、盛岡市厨川三丁目10番1号、氏名、テクノ株式会社、代表取締役、長谷川修。

令和元年6月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。職員の事務用パソコンを買い入れしようとするものである。

次のページ、参考資料で概要を記載してございます。このパソコンは、ディスプレイにつきましては既存のものを使用しまして、本体のみの買い入れということになります。

それから、今回の入札につきましては、議案第14号と合併入札をしてございます。合併入札をしまして、設計額で案分をして今回提案をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第12号の質疑を行います。質疑はありますか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 1点だけ。この250台は、何年物での更新かどうかをお願いします。この前に入れたのは何年前で、そして何年たったので更新するののかというのをお願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 五、六年前だったと思いますけれども、いわゆるウィンドウズ7というサポートが来年の1月早々に切れるということがございますので、これを今の時点で買入れをいたしまして、徐々にこの台数を入れかえをしておかないとそのときまでに間に合わないということで、早速入札執行をさせていただいたものでございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第13、議案第13号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることにつ

いてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第13号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産、種別、コンテナ積載車、形式、日野RANGER 2PG-GX2AGB A、数量、1台、契約金額、918万円。

2、取得の方法、買い入れ。

3、契約の相手方、住所、宮古市津軽石第13地割482番地1、氏名、岩手日野自動車株式会社宮古営業所、所長、南館裕。

令和元年6月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。畜産振興事業の用に供するコンテナ積載車を買い入れしようとするものである。

次のページをごらん願います。参考資料として、コンテナ積載車の概要を添付してご置きます。出力が240馬力、変速機は6速マニュアルで、主な仕様としましては、荷台が堆肥運搬用フックロールキャリアつきでござ置きます。裏面には図面を添付してご置きます。

以上でござ置きます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第13号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第14、議案第14号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第14号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産、種別、パソコン、型式、数量、デスクトップ型、11台、ノート型、129台、契約金額、1,461万6,720円。

2、取得の方法、買い入れ。

3、契約の相手方、住所、盛岡市厨川三丁目10番1号、氏名、テクノ株式会社、代表取締役、長谷川修。

令和元年6月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。小中学校教職員の校務用パソコンを買い入れしようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。概要でございますが、デスクトップ型は、先ほどの議案と同様で、ディスプレイにつきましては既存のものを使用の予定でございます。ノート型につきましては、15.6インチのHDディスプレイでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第14号について質疑を行います。質疑はありますか。

2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） このデスクトップ11台とノート型129台、この区別はどうしてこの台数になっておりますのでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 議案第14号の財産の取得に関しまして、こちらのパソコンのほうでございますが、デスクトップ型11台ですが、こちらのほうは平成24年度に購入しました各校の外部メールの送受信で、これは各校に1台ずつ配備しているものでございます。それが11台。ノート型129台のほうは、これは平成21年度に経済危機対策臨時交付金を活用しまして、教職員一人一人に、1人に1台配置しているものでございます。それが129台で、合計で140台ということになってございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 2つ目の質問ですけれども、県費職員の教職員に対して町費で整備する、県でなくて町で整備するのですか、そのまず確認。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 町立学校でございますので、教職員が使うパソコンのほうは町のほうの費用で負担してございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ノート型にするためには、多分学校から持ち出しはだめだと思いますけれども、このノートは中で自由に動かすためのノート型を選んでいるのか、その理由をお願いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） ノート型のほうは、授業でも今はパソコンのほうを使いながら、大きな液晶とか画面のほうで授業のほうでも活用しておりますので、そのためにもノートのほうで更新してございます。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） これメーカーはDELLなのですが、これは落札者の提案のメーカーでしたか、こういう提案でこちらに落ちたわけですか。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 先ほども説明の中で申し上げましたが、ディスプレイのほうがそのまま更新ということでございましたので、現在使われている機種の、そちらのほうをそのまま使う



ような形になっています。現在はDELLのほうを使っております。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） メンテナンス等も含めての金額になると思いますが、今までこのメーカーで不都合はなかったのでしょうか、大丈夫でしたか。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） このメーカーのほうは、私たち職員、役場の職員のほうでもDELLのほうを使っている部分もございまして、特に問題ないものと思っております。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第15、議案第15号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第15号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて。

平成23年3月11日に発生した東京電力ホールディングス株式会社原子力発電所事故の放射性物質の影響による費用について損害賠償を求めたものであるが、東京電力ホールディングス株式会

社はこれに応じないことから、別紙のとおり原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申し立てをするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。東京電力ホールディングス株式会社原子力発電所事故による損害賠償請求に係るあっせんの申し立てをしようとするものである。

次のページでございます。別紙、1、あっせんの申立先、住所、東京都港区西新橋一丁目5番13号、名称、原子力損害賠償紛争解決センター。

2、あっせんの申立人、住所、岩泉町岩泉字惣畑59番地5、名称、岩泉町、代表者、岩泉町長、中居健一。

3、あっせんの申し立ての相手方、住所、東京都千代田区内幸町一丁目1番3号、名称、東京電力ホールディングス株式会社、代表者、代表執行役社長、小早川智明。

4、あっせんの申し立ての趣旨、相手方は、平成30年3月31日までに発生した費用について、損害賠償の額526万8,487円を申立人に支払うようあっせんを求める。なお、申立人は、相手方が損害賠償の一部支払いに合意した場合の当該合意額等、損害賠償を求める額から控除すべき額を除いた額であっせんを申し立てることができる。

次のページ、参考資料でございます。今回の損害賠償請求の内訳でございます。平成27年度の第8次請求が188万8,410円で、牧草地再生事業、除染費でございます。28年度は第9次請求で176万1,725円、平成29年度が第10次請求で161万8,352円でございます。今回県と、それから県内20市町村と協調をして和解仲介の申し立てを行うものでございます。なお、これまで7次請求までの状況でございますけれども、請求額1億5,212万3,629円に対しまして和解額が9,081万円で、59.7%の支払いとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第15号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第15号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第1号～議案第5号及び議案第6号～議案第10号の上程、説明、委員

会付託

○議長（加藤久民君） 日程第16、議案第1号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第20、議案第5号 岩泉町中小企業・小規模企業振興条例について及び日程第21、議案第6号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）から日程第25、議案第10号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの10件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第1号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について。

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、課税免除の適用期間を延長するため、この条例を制定しようとするものである。

議案第2号 岩泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について。

岩泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を

別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第3号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第4号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について。

岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、保険料率の算定に関する基準を改正するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第5号 岩泉町中小企業・小規模企業振興条例について。

岩泉町中小企業・小規模企業振興条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。中小企業・小規模企業の成長発展及び中小企業・小規模企業の事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第6号でございます。令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）。

令和元年度岩泉町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,470万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億8,470万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)、第2条、既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年6月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第7号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

令和元年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定のサービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,120万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第8号でございます。令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。

令和元年度岩泉町の簡易水道特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,830万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,780万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年6月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第9号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第1号)。

令和元年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ441万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,171万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第10号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

令和元年度岩泉町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによ

る。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,210万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月5日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(加藤久民君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第5号及び議案第6号から議案第10号までの10件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(加藤久民君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第5号及び議案第6号から議案第10号までの10件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎陳情第5号～陳情第7号の上程、委員会付託

○議長(加藤久民君) 日程第26、陳情第5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情から日程第28、陳情第7号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情までの3件を一括議題とします。

ただいま議題となっている陳情は、会議規則第94条及び第91条の規定によって総務常任委員会に付託して会期中の審査といたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(加藤久民君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後 2時38分)





令和元年第2回岩泉町議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和元年 5月22日					
招集の場所	岩泉町議会議事堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開議	令和元年 6月 7日 午後 3時30分				
	閉会	令和元年 6月 7日 午後 3時54分				
出席及び欠席議員  出席14人 欠席 0人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠山昌典	○	9	菊地弘巳	○
	2	畠山和英	○	10	合砂丈司	○
	3	小松ひとみ	○	11	畠山直人	○
	4	八重樫龍介	○	12	三田地泰正	○
	5	三田地久志	○	13	野舘泰喜	○
	6	林崎竟次郎	○	14	加藤久民	○
	7	坂本昇	○			
	8	三田地和彦	○			

会議録署名議員	9 番	菊 地 弘 巳	1 0 番	合 砂 丈 司
	1 1 番	畠 山 直 人		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	副 主 幹 兼 議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危 機 管 理 監 兼 危 機 管 理 課 長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政 策 推 進 課 長	三 浦 英 二
	会 計 管 理 者 兼 税 務 出 納 課 長	中 川 英 之	町 民 課 長	三 上 久 人
	保 健 福 祉 課 長	田 鎖 英 明	経 済 観 光 交 流 課 長	馬 場 修
	農 林 水 産 課 長	佐々木 修 二	地 域 整 備 課 長 兼 復 興 課 長	佐々木 真
	上 下 水 道 課 長	三 上 訓 一	消 防 防 災 課 長	和 山 勝 富
教 育 次 長	三 上 義 重			
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 令和元年第2回岩泉町議会定例会

## 議事日程(第2号)

令和元年 6月 7日(金曜日)午後 3時30分開議

### 開議の宣告

### 議事日程の報告

- 日程第 1 議案第 1 号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する  
条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第 2 号 岩泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の  
一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第 3 号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第 4 号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第 5 号 岩泉町中小企業・小規模企業振興条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第 6 号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算(第1号)  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第 7 号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第 8 号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算(第1号)  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第 9 号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第1号)  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 10 議案第 10 号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 11 請願第 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願

(産業常任委員長報告)

日程第12 発議案第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書(案)の提出に  
ついて (合砂丈司議員外5名提出)

日程第13 発議案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)の提出について  
(三田地久志議員外5名提出)

閉会の宣告

---

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 3時30分）

---

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

◎議案第1号～議案第5号及び議案第6号～議案第10号の委員長報告、質疑、  
討論、採決

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第5、議案第5号 岩泉町中小企業・小規模企業振興条例について、日程第6、議案第6号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）から日程第10、議案第10号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの10件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、畠山直人君。はい、どうぞ。

〔条例補正予算審査特別委員長 畠山直人君登壇〕

○条例補正予算審査特別委員長（畠山直人君） 令和元年6月7日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。

条例補正予算審査特別委員長、畠山直人。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第1号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 岩泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改

正する条例について、原案可決。

議案第3号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第4号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第5号 岩泉町中小企業・小規模企業振興条例について、原案可決。

議案第6号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第7号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第8号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第9号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第10号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上であります。

○議長（加藤久民君） ただいまの条例補正予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。



〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第11、請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

産業常任委員長、三田地久志君。はい、どうぞ。

〔産業常任委員長 三田地久志君登壇〕

○産業常任委員長（三田地久志君） 令和元年6月7日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。産業常任委員長、三田地久志。

請願審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。

請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願、採択すべきものと決定。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） ただいまの産業常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから請願第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択と決定しました。

---

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第12、発議案第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

10番、合砂丈司君。はい、どうぞ。

〔10番 合砂丈司君登壇〕

○10番（合砂丈司君） 発議案第1号、令和元年6月7日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。提出者、

岩泉町議会議員、合砂丈司。賛成者、同じく畠山和英、同じく菊地弘巳、同じく畠山直人、同じく野館泰喜、同じく三田地久志。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）の提出について。

標記について、別紙のとおり岩泉町議会会議規則第13条の規定により提出します。

別紙、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）。

労働者の4割が非正規雇用化し、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしている。世界にも例のない賃金の下落が、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いている。

2018年の地域別最低賃金は、最高の東京都で時給985円、岩手県では762円、最低の鹿児島県では761円で、フルタイムで働いても年収120万円から150万円しか得られない。

また、地域間格差も大きく、岩手県と東京都では、同じ仕事をしても1時間当たりで223円の格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いている。

政府は、「最低賃金毎年3%程度引き上げて、加重平均1,000円を目指す。」と述べ、現在の最低賃金の水準の低さを認めている。2010年の雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す。」とした「政労使による三者合意」が成立している。

最低賃金1,000円以上は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、政府が率先して、公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。

人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、それらを基軸とした生活保護基準、年金などを整備することにより、安心して暮らせる社会をつくることができる。

よって、次の事項について取り組むよう強く要望する。

記。1、最低賃金を大幅に引き上げ、「雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意」に基づき、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年度までに全国平均1,000円を目指す。」を達成させること。

2、全国一律最低賃金制度の確立など地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

3、中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業と労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。

4、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用などの防止のため法整備を含む抜本的な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月7日、岩手県下閉伊郡岩泉町議会議長、加藤久民。

意見書の提出先を添付しておりますので、ごらんください。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから発議案第1号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから発議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第13、発議案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

5番、三田地久志君。はい、どうぞ。

〔5番 三田地久志君登壇〕

○5番（三田地久志君） 発議案第2号、令和元年6月7日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。提出者、岩泉町議会議員、三田地久志。賛成者、同じく野館泰喜、同じく三田地泰正、同じく坂本昇、同じく八重樫龍介、同じく畠山直人。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の提出について。

標記について、別紙のとおり岩泉町議会会議規則第13条の規定により提出します。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らし支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月7日、岩手県下閉伊郡岩泉町議会議長、加藤久民。

以上でございます。なお、提出先は別紙に記載のとおりでございます。

○議長（加藤久民君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから発議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから発議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

なお、字句等の修正については議長に一任を願います。

---

◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回岩泉町議会定例会を閉会します。

（午後 3時54分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

---

署 名 議 員

菊 地 弘 巳

---

署 名 議 員

合 砂 丈 司

---

署 名 議 員

畠 山 直 人

---